

毎月1回1日発行

政策資料

No.109 〈復刊3号〉
1975.8

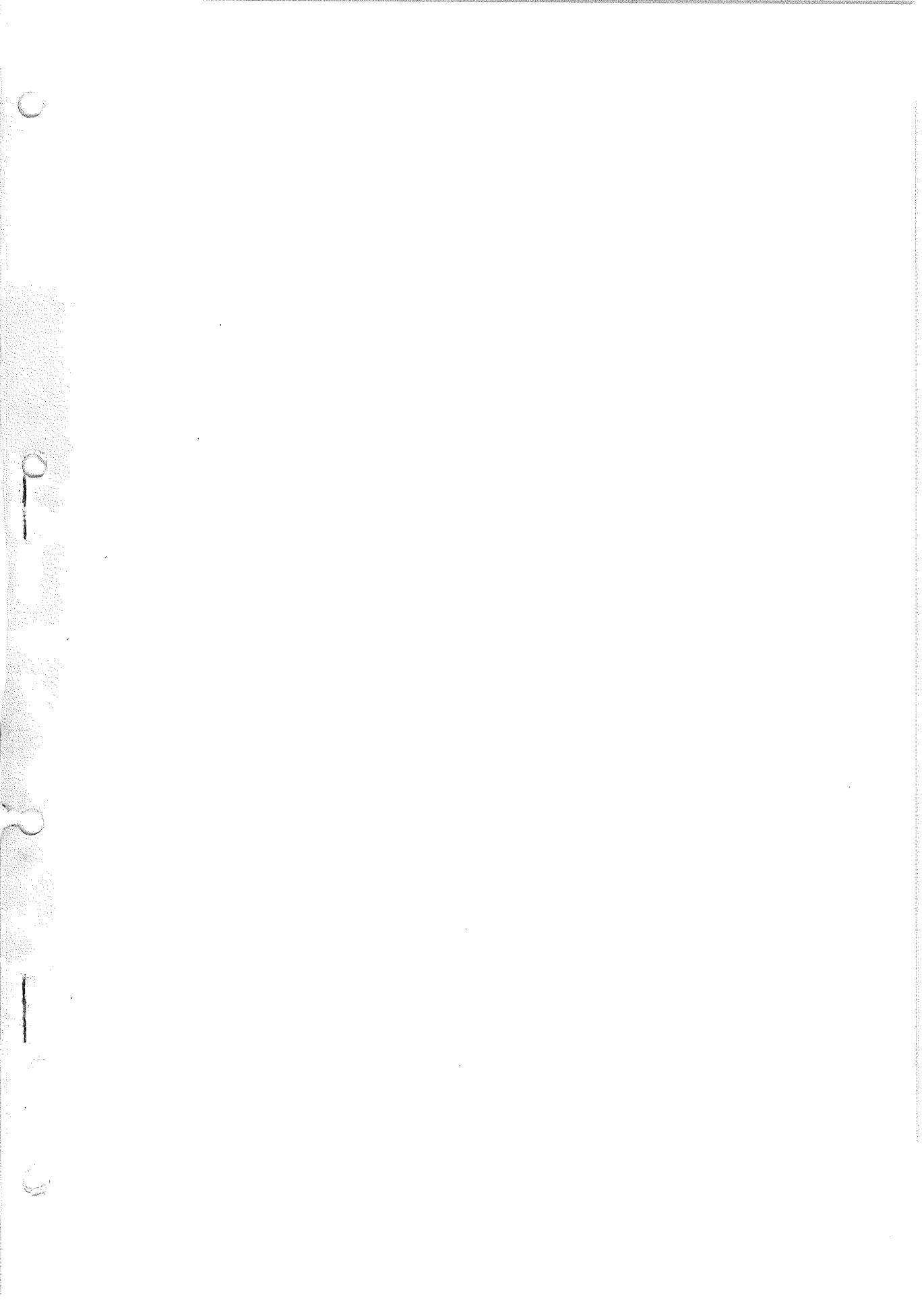
特集 I 選挙二法

公選法改正について党見解	1
公選法改正についての経過	4
政治資金規制法改正について 党見解	12
政治資金規制法一部改正の 法律案	13

資料

△独占禁止法改正政府案の 主要項目及び修正点について	19
△金属鉱業等年金基金の行う 給付に関する構想(案)	25
△金属鉱業等年金基金法案	26
△金属鉱業等年金基金法案趣旨説明	31
△環境影響審査法案の立法化について	39
△新たな対応を迫られた 「反靖国」闘争	36
△地方税法改正案に対する 修正要綱	39

日本社会党政策審議会



一九七五・七・二

特集

公選法改正についての党の見解

日本社会党政策審議会
選挙制度特別委員会

一、衆院の定数是正

改正前は議員定数と人口のアンバランスははなはだしく、四・八倍にもなつていた。一票の重みがこのように違うことは、多数決を基本とする民主主義を危うくしている。今改正案によつて、二・八倍まで縮めたが、前回の改

正が二・〇倍まで縮小したことと考へあわせると、まだ不充分である。

共産党は、参院では定数是正を唱えながら、衆院の定数は正を実現させた「公選法」を紛糾するという、まったく矛盾した行動に終結した。

二、参院の定数是正

参院地方区のアンバランスは、衆院より一層ひどく、五・〇倍にまでなつている。早急に是正が必要なことはいふまでもない。社会党を中心に戦はる定数是正を強く迫ったが、自民党は保

革伯仲から逆転をおそれて反対した。

結局、河野参院議長の調停で「人口の動態の著しい変化にもとづき、これを是正する要あることを認め、次期参議院通常選挙を目指として実施するよう取り計らう。この場合公職選挙法改正の過去の事例を参照するものとする」と約束された。

この解釈には増員を認めないという

自民党内の動きがあるので、次期臨時国会、通常国会で、なお一層、徹底的に戦い、国民の声が平等に反映される参院をつくらなければならない。

四、確認団体（政党等）の機関紙誌（本紙）

民主党において、政治活動の自由言論出版の自由は最大限、保障されなければならない。わが党は護憲の党として、結党以来、そのため最大限の努力してきた。選挙活動も政治活動の延長線にあることは論を待たないが特定の候補者を当選させるための選挙活動に、一定のルールが要求されるこ

とは当然である。さもなくば、自民党は切り離して考えること強く主張。結局全国区制改革問題は、自民党の活动中におちいらないためにも今回まで深

い論議がなされなかつた。

わが党は、全国区制の特長をいかしながら、金がかからず、有能な人材を参院に送り込むために、拘束名簿式比例代表制を実現させるよう今後も闘つていく。

公選法第一条で「この法律は、日本

国憲法の精神にのつとり……その選挙が選挙人の自由に表明する意思によつて、公明かつ適正におこなわれることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期すること目的とする」とうたつてゐるのは、このためである。

従つて、ポスターの枚数、看板の大きさ、選挙用自動車の台数、テレビの政見放送の回数などを限定し、候補者が平等に有権者に政策を訴える機会を確保し、選挙の公正を期しているのである。

共産党等は、政治活動と特定の候補者を当選させる選挙活動とを全く混同して論ずることに、論理的混乱が生じている。

わが党は、「政治活動は自由、選挙活動は一定のルールの中で公正に」を基本に、機関紙、一般紙誌の頒布問題について選挙の公正を期し、かつ、

言論出版の自由も確保してきた。

改正前の選挙法でも、選挙中における政党その他の政治団体の政治活動に演説会の開催、ポスターの掲示、立札看板、宣伝カーの使用など一定の規制を行なっている。機関紙誌については本部で発行した一種類の機関紙誌で、選挙前六ヶ月以上発行されており、選管に届けたもののみ（届出機関紙誌）「通常の方法」（即ち従来から無償で配布していたところは無償で）配布できることになっている。

政府案では、これを定期購読者以外に頒布する場合は、政談演説会の会場内に頒布する場合を除き、有償配布に限ると提案してきた。

しかし、政党その他の政治団体の機関紙誌の本紙は、あくまで政治活動に不可欠であるので、この規制は政治活動の自由への制限に等しいので断固、認めるわけにはいかないことを主張した。ただし、従来から通常の方法が不明確であったので選挙目あての減ページ、あるいは臨時号、地方版等は通常の方法に入らないことを明示した。

五、「選挙に関する報道、評論を掲載した」号外

選挙中、無制限に頒布されている機

関紙の号外は、表現上は報道、評論の形態をとっているものの、現実には選用ビラとほとんど変わりがない。先に記載は選挙の公正をそこなうもので禁じることは、至当である。但し、政治活動に必要な政策の報道、評論は自由で、具体的にはその政策を選挙政策とか、選挙に関する政策というように「選挙」の文字が入れば規制の対象となるが、「選挙」の字を冠しなければ問題はないことが確認されている。

六、法定ビラ
確認団体の発行できる三種類の法定政策ビラ（公選法二〇一条関係）は、何ら変更はなく、従来通り、政策発表を堂々とできる。

七、労働組合の機関紙について
今回の改正で、組合機関紙が何らかの制限を受けるのではないかと疑念をもたれているが、組合機関紙は本来、組合員の組合費の中に機関紙代が含まれているのであって、有償扱いである。また、第一組合が第二組合に配つたり友誼組合間で相互に常時、交換をしている場合も、有償頒布と認め、街頭配布をしない限り取締りの対象としない。

八、立札、看板等の制限
候補者の氏名を書いた立札看板の類が林立している現状から、今回は大きさがタテ一五〇センチ、ヨコ四〇センチ以内で、枚数の制限が規定される。選挙期間中に限らず、平常時まで規定するのは金のかからない選挙の一環としてやむを得ない措置である。

九、裏うちポスター制限
候補者の氏名等を表示したポスターを掲載するためのポスターは政治活動に必須であるので、社会党は委員会で大きくとりあげ、最終的には政党が主催することを明記し、候補者名は「日本社会党演説会」「社会党国会報告会」で（党（県本部、支部を含む）号などは、選挙の報道評論を掲載して配布できるのである。

以上の如く、わが党は政治活動の自由を確保するために最大限の努力をしてきた。共産党等は、質問はしたが、ただの一字たりとも政治活動の自由確保のために、法案修正をしていないのと対照的である。

伝スローガンなどは、裏うちを禁止されないと確認した。従って、政党的宣言スローガンなどは、裏うちを禁止されない。

十、候補者等の寄附の禁止

金のかからない政治の実現のために候補者等が選挙区内にある者に対してする寄附（花輪、供花、香典又は祝儀などを含む）は、原則的に禁止をされた。但し、政党その他の政治団体に対する寄附、親族（血族六親等、姻族三親等まで）に対する寄附（講演会その他の事務所表示を、個人の家の柱やへいに貼ることは、禁止されていない。（デッカーやビニールを含む）で小型のラスチック、木の板、金属板などはいけない。）

また修正案では、候補者等に対し、寄付を勧誘、要求することも禁止された。しかし寄附の禁止条項も、社交の範囲内であれば罰則の適用はないなど

同じことになった。但し、裏うちせずに家のへいとか掲示板に直接はるものには禁止されていない。

演説会告知のためのポスターは政治活動教育のための集会を選挙区内でや

り、その実費弁償程度、酒食の提供をする場合は、寄附の禁止には該当しない。

また修正案では、候補者等に対し、寄付を勧誘、要求することも禁止された。しかし寄附の禁止条項も、社交の範囲内であれば罰則の適用はないなど

特集・選挙二法

公選法の主な改正点

	改正、(含む、社会党修正案)	改 正 前
定是 数正	衆議院のみ 11選挙区、20名増員 (6選挙区で分区) (アンバランス比 2.8)	(アンバランス比 4.8)
供引 託上 金げ の	衆議院 100万円 参議院(地方区) 100万円 " (全国区) 200万円 他の地方議員も同様の引上げ	30万円 30万円 60万円
選 挙 公 営 の 拡 大 (國 会 議 員 選 挙 の み)	選挙運動用自動車の国庫負担 1日1台最高5万台まで(全国区は3台分)	なし
	ボスター代の国庫負担 衆議院・参議院(地方区)は1枚50円程度 掲示場数の2倍の枚数まで	なし
	参議院(全国区)は1枚30円程度 10万枚	なし
	確認団体の行なう新聞の政策広告の国庫負担 確認団体につき4回まで無料	なし
	選挙用葉書の枚数増加 衆議院 35,000枚 参議院(地方区) 35,000枚+5,000枚×衆議院選挙区1区をこえた数 参議院(全国区) 120,000枚	25,000枚 25,000枚+5,000枚×衆議院選挙区1区をこえた数 100,000枚
	選挙運動用ビラの新設と国庫負担 衆議院 20,000枚×選挙区の議員定数 参議院(地方区) 100,000枚+30,000枚×衆議院選挙区1区をこえた数、但し300,000枚限度 参議院(全国区) 350,000枚 1枚3円程度の国庫負担	なし
	テレビの政見放送の拡大 放送回数の増加ないしは放送時間の延長 (5分30秒)	4分30秒
選 論 考 中 掲 載 選 挙 に 機 関 す る 報 道 評 論	確認団体の届出機関紙誌の本紙 選挙前6カ月間において通常おこなわれていた方法(減頁など含まず)で颁布できる	選挙前6カ月以上発行している 届出機関紙は通常の方法で颁布できる
	確認団体の届出機関紙誌の号外 選挙に関する報道・評論を掲載したものは頒布禁止。特定の候補者およびそれを類推されるもの、あるいは選挙の文字が入っていない政策の報道・評論を掲載した号外は頒布できる	通常の方法で頒布できる
	日刊紙・労働組合の機関紙誌などの「一般紙誌」 適格要件をそなえるものは、定期講読者以外には有償頒布に限る。 組合の機関紙誌は、友誼組合間の相互交換も含めて、従来どおり	適格要件をそなえるものは通常の方法で頒布できる
制 限 お よ び 禁 止	立札・看板の制限 候補者名を書いた立札、看板は選挙期間外でも枚数制限	選挙期間中のみ制限
	裏うちボスターの街頭掲示制限 候補者名のみを書いたボスターをベニヤ等で裏うちして街頭にすることを禁止(直接へいにはるのはまわない) 政談演説会など党的政治活動は除外「弁士」としての記載は可能	事前運動期間以外、制限なし
	国会解散電報の禁止	なし
	候補者等の寄附の禁止 政党その他の政治団体または親族への寄附や政治教育の集会での実費弁償程度は除外	当該選挙に関し禁止

十一、選挙運動用自動車の公営
別表のように、自動車の賃貸料、ガソリン代、運転手雇用費の一部を国庫負担とする。支払いは選管から自動車の貸主へ。ただし、法定得票数に達しなかった候補者には、負担しない。

十二、ポスター代の公費負担

別表のことく、国庫負担をする。支払いは選管から直接印刷所へ。ただし、法定得票数以下の候補者には負担しない。

十三、選挙運動用ビラの新設

政党機関紙の号外が「選挙に関する報道、評論」を掲載した場合は禁止されるので、わが党的主張により、公営の拡大と有権者の知る権利を確保しつつ秩序ある頒布を実現するため、選挙運動用ビラ(個人版公報)が新設さ

れた。わが党は三種類、無制限を主張したが、自民党的反対で二種類、枚数に制限がくわえられた。(別表)

頒布責任者および印刷者の住所、氏名を記載しなければならないほかは、いつさい自由。社会新報のタイトル、候補者の写真、投票依頼文書も書ける。

修正案提出者(社会党)の意見を十分きくよう、委員会で確約させてある。なお、法定得票数以下の候補者には

選管が発行する証紙をはらなければならぬ。

頒布方法は「新聞折込みその他政令で定める方法」となっているが、わが党は各戸配布を主張。政令作製段階で

書しかなかつたことを考えると大きな前進である。なお枚数の点検のために

修正案提出者(社会党)の意見を十分きくよう、委員会で確約させてある。なお、法定得票数以下の候補者には

公選法改正問題についての経過

昨年の通常国会以来、衆院選挙法特別委員会に、各党了解の下に小委員会を設置し、①定数のは正（参院も含む）②公営の拡大、③罰則の強化、④参院全国区制度の改革の問題を中心に入選法の抜本的改革をはかることを目標に論議が横重ねられてきた。

これは、訴訟問題にまで発展した人口と議員定数の甚しいアンバランス（例えば東京七区で一四万四千票で落選、群馬県三区のように三万七千票で当選）

即ち、民主政治の基本権で、甚しい格差のあることは正は、国民の強い要求となつていて、これの要求に対応することと、及び「金権選挙」「企業選挙」に現れている腐敗選挙に対する強い批判から生れた「金のかからない選挙」の要求、これらをうけた形で、両院の選挙法特別委員会のとりくみが始つたのである。

続けた結果、昨年段階で、中間報告として、特別委員長私案を発表し、各党との接渉を続け、①衆院定数二十名を増加して早急に是正すること、②金の座制の強化を行うこと、などにないて大綱の合意が得られた。

これらを基礎に、党は次の如き改正案大綱を示し、各党に呼びかけた。

(2) 政党機関紙及び号外は通常の配布方法による。

(3) 一般紙誌は、購読者以外に対しては、有料配布に限る。

(4) 事務所、連絡所、後援会等の看板ポスターを規制する。

(5) 選挙事務所の看板は小規格とする

(6) 国会解散時における解散告知電報は禁止する。

選挙制度の改革について (改正大綱案)

(2) 参院地方区について、参院の意合意をみている定数二十名増による是正を行い、六名以上は分区する。

(1) 現行、中選挙区制を堅持し、衆院選挙法特別委員会を中心に与野党間で

日本社会党政策審議会
選挙制度特別委員会

(1) 二、選挙公営の拡大等
公営費用の一部として予め候補者
から一定額を国に納付させる納付制
現に努力する。

(3) 方式に改革する。
参院全国区制については拘束比例
志を尊重し、公正妥当な定数は正実

(2) 度を確立する。
ボスター（規格を大きくする）等の費用のうち一定額を国庫で負担する。
(3) 公報の外に一定の規格による三種類の選挙文書を各戸に配布することができる。（街頭無差別配布は禁止）
これに要する費用の一部を国庫で負担する。

(4) 新聞広告のスペースを拡大し、回数を増加する。又政党の新聞意見公告を公営で行う。

(5) 選舉用ハガキを増加する。

(6) T.V利用の拡大
立会演説会をT.V放送する。政黨によるT.V演説、政策発表等を代表

(8) 後援会等いかなる名目によるも会員その他の多衆に対する酒食の提供は禁止する。

四、戸別訪問の緩和
一定数を限定し（選挙交付の腕章を交付し）戸別訪問による運動ができるようにする。（衆院の場合、候補者一人当たり一日三〇人）

五、連座制の強化
総括責任者、会計責任者が選挙違反に問われ有罪が確定した場合は、本人も同時失格とする。

選挙制度の改革について （改正大綱案）

一九七五·五·二〇

日本社会党政策審議会
選挙制度特別委員会

(4) かかるべき（佳頭無差別配布は禁止）
これに要する費用の一部を国庫で負担する。

(5) 新聞広告のスペースを拡大し、回数を増加する。又政党の新聞意見公報を公営で行う。

(6) 選挙用ハガキを増加する。
T V 利用の拡大
立会演説会を T V 放送する。政党による T V 演説、政策発表等を

四、戸別訪問の緩和
一定数を限定し（選挙交付の腕章を付し）戸別訪問による運動ができるようにする。（衆院の場合、候補者一人当たり一日三〇人）

五、連座制の強化

総括責任者、会計責任者が選挙違反に問われ有罪が確定した場合は、本人も同時失格とする。

公営で行う

- ### 三、制限及び禁止

- (1) 政党及び政治団体による商業用T
V広告（スポットその他）雑誌、ネ

- （） オン、電光宣伝等を規制する。

- (2) 政党機関紙及び号外は通常の配布
方法による。

選挙制度特別委員会報告

ただし、労働組合の機関紙については、友誼組合との交換などを認め組合費による機関紙作成であるので、従来どおりである。

(4) 議員、候補者の寄附行為を、親族（六親等）政党および政治団体に属するものを除き禁止。

参・公選特別委員会・小委員会の経過

- | | |
|----------|--|
| 3月13日(木) | 公選特別委員会 小委員会の設置
(懇談会) 小委員会の議題の設定
①地方区定数の是正 ②政治資金規制法の改正
③選挙公営問題 ④その他 |
| 3月28日(金) | 第1回小委員会(速記録なしの懇談会)
当面の議題として「定数は正」問題を取り上げること。 |
| 4月 2日(水) | 第2回小委員会
社・公・共・民の各党案が提出され説明された。
自民党案は未提出 |
| 4月18日(金) | 第3回小委員会
第二回クラブ案が提出され説明された。自民党案は未提出 |
| 5月 9日(金) | 第4回小委員会(稲葉法相の言動をめぐって流会) |
| 6月 4日(水) | 第5回小委員会(口頭報告) |

一九七五・六・一〇

公職選挙法の一部改正案(政府案)および社会党修正案に対するわが党の態度と現状について

一はじめに

汚辱と腐敗にみちた昨年の参議院選挙は、国民に改めて現行選挙制度の種々の弱点について、改革を求める大きな契機をつくりた。「金権選挙」「企業ぐるみ選挙」「タレント選挙」「インフレ選挙」と、この最悪の選挙はさまざまな表現がなされた。金がかかりすぎること、一票の重みが都市部と農村部では余りにも違うこと、四七都道府県を選挙区とする参議院全国区制のあり方、政治資金の集め方が余りにもみにくいくことなど、国民の批判は集中した。

これらの問題は、何も目新しい問題ではなく、わが党的幾多の先輩は、その改革を求めて果敢に論戦してきたところである。しかし、これらの改正を不利とする自民党によって、今日まで無為のうちに時間を経過させてきたというのが実態である。

日本社会党政策審議会
選挙制度特別委員会

わが党は、衆参両院にある「公職選挙法改正に関する調査特別委員会」を参議院選挙後ただちに始動させ、今まで一年余り、後述するようなわが党の方針に従い、わざわざ建設的な論争をくりあげてきた。

当初、提出された政府案は、わが党の意見をとり入れ、前進的な点もあつたが、選挙中の政治活動をおびやかすような規制部分が色濃く、私たちは、

委員会の審議を通じて、この矛盾点を

明らかにし、政府・自民党もこれを認め、最終的には自民党・民社党の同調を得て、修正案を提出し、政治活動の自由を確保するために、最大限の努力をしてきた。

この結果、衆議院ではこれらをもととした修正議決を行ない、参議院に送付したが、参議院地区区の定数は定をはじめ部分的になお残された問題も存する。

これらについてさらに前進をはかる

ことは当然ながら、この法案に「反対」を唱えた共産党などは、この法律案のたたの一行、ただの一字も、その主張をもりこみ得なかつた事実とは対照的である。

一方、今日までの選挙法改正の長い歴史を考えると、衆議院の定数は正立させないことは、今後ますます議會制民主主義の土台ともいふべき選挙制度をいつまでもいびつなものにし、

国民の信託にこたえることはできない。改正公選法については、いまなお多くの誤解があるので、この際現行法、政府案・修正案をはじめ、審議を通じて今日までにあきらかにしてきた具体的な内容を詳述し、さる中央委員会の意見のごとく、「政治活動の自由を犯す危惧を払拭するよう努力する」ものである。

2. 参議院地方区の定数は正

現段階では政府案に参議院地方区の定数は正がとりあげられていないことについては、大きな問題がある。参議院の保革議席差「九」のために、参議院自民党が、一向に定数は正問題を真剣にとりくまず、政府案提出までに間にあわなかつたためで

あるが、参議院地方区のアンバランスは、衆議院の現状よりもひどく、議員一人当たりの人口で、最大県の神奈川と最小県の鳥取とのアンバランスは五倍にもなつておらず、早急に是正が必要なことはいうまでもない。

よって、参議院の公選法改正特別委員会に設けた小委員会で、野党四党は、二六名増員案(アンバランス比二・八倍)をまとめ、自民党と鋭意論議をかわしてきた。

衆議院では、わが党的努力の結果付帯決議として「参議院地方区の定数は正については、早急に結論を得るよう政府は特段の措置を講ずること」を決議した。にもかかわらず、自民党はあくまで地方区の定員は全国区と一緒に措置をする、定数

つぎのような要領になったものである。

(枚数)

衆議院……一萬枚に選挙区の議員定数を乗じた枚数三名区六万枚など)

参議院地方区……十万枚に衆議院選挙区が一区増すごとに三万枚を追加した枚数、ただし、上限三十万枚までとする。(衆議院選挙区六区のときは二十五万枚)

参議院全国区……三十五万枚

(種類)

選挙管理委員会に届け出た二種類以内。

(大きさ)

二九・七センチメートル×二一・〇センチメートル。

(記載内容)

頒布責任者および印刷者の住所・氏名を記載しなければならないほかは、いっさい内容は自由である。したがって、「社会新報」のタイトル、候補者の写真、経歴、抱負、投票依頼などいっさいかまわないし色すりもよい。

(頒布方法)

「新聞おりこみその他政令で定める方法」となっている。これは、わが党は各戸配布、自民党、民社党は新聞折込みを主張、平行線となつたので、両意見を尊重して政令化することとなつたもので、政令にあつた

ては十分、修正案提出者の意見をきくことを確約させてある。

なお、一部公費負担とする関係上、当初候補者全員が載る公報に対して公費負担による「個人版公報」とよんだので、配布まで選管が行なうような誤解を生じたが、あくまで候補者側が配布することを明記しておく。(証紙の貼付)

枚数無制限の要求がとおらず、枚数規制の必要から選管で発行する証紙をビラ一枚ごとににはらなければならぬこととなつた。しかしこの点はさらに簡便な方法にするよう要求中である。

(費用)

政令の定める範囲内で国庫負担となるが、いまのところ一枚三円(中質紙、黒一色両面ズリによる紙代と印刷費相当額)のみこみである。

以上が選挙運動用ビラの概要であるが、従来選挙期間中直接候補への投票依頼をふくむ選挙運動用文書は通常葉書公営分に限られていたのに比べ、記載内容自由のビラが一定数ながら新設されたことは、画期的なものと評価できる。

6. テレビ放送の拡大

個人政見放送の回数の増加については、政府・自民党も原則的に異論がないが、技術的な面で問題が残つている。すなわち、衆議院選挙に例

をとると、東京・関西地区のように電波のサービスエリアが広いところは、ふくまれる選挙区と立候補者数が多数にのぼっており、回数の増加が相当な放映時間の拡大をともなうので困難となる実情にある。

したがって、「政見放送の時間(現行四分半)を一分程度延長する。これをさらに参議院段階で実現させるよう努力する必要がある。

四、実費弁償及び報酬の額

現在の法定選挙費用があまりにも現実とかけはなれているのは、昨今の物価変動に法律が連動していかないためである。そこで選挙運動に従事する者に対し支給することができる報酬ならびに選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬および実費弁償の額について規定した法律(一九七条二項)を政令におとし物価変動にみあつた運用ができるようにしたものである。

自治省は現行の基準額を四割程度引き上げることを考えており、これらにみあい、法定選挙費用も四割程度引き上げようと考えている。

五、機関紙誌等の頒布について

政府改正案では、選挙中「選挙に關する報道評論を掲載した」政党等の機関紙誌、その号外、ならびに一般紙誌につき、一定の頒布制限が提案されてきた。審議はこの点に多くの時間を費した。

わが党はつぎのように考える。
民主主義において政治活動の自由も言論出版表現の自由も最大限に保障されなければならないことは、わが国憲法が銘記するところであり、わが党は護憲政党として結党以来このために尽力してきた。選挙もまた政治活動の延長線上にあって、そのたたかいは、言論戦、出版物による政策論争が主体であるべきである。したがって、買収、饗應などは民主主義の敵として厳しく罰すると同時に、選挙中の政治活動、言論、出版活動も保障されるべきは当然である。

しかし、選挙活動が政治活動の延長であるといつても、おのずとそのルールは認められている。「特定の候補者の当選を得ざしめる目的」としての選挙を、政治活動の延長として無制限に行なうならば金のあるものが有利になるとることは必定である。

公選法第一条で「この法律は、日本国憲法の精神にのつとり、衆議院議員参議院議員ならびに地方公共団体の議会の議員および長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が當選人の自由に表明する意志によって、公明かつ適正

特集・選挙二法

に行なわれることを確保し、もって民
主政治の健全な発達を期することを目
的とする」とうたつてゐるものこのた
めである。

公選法は、この目的を土台として選
挙運動のために使用できる文書を、選
挙運動用葉書だけに限定しているので
あり、ポスターの枚数や掲示場所、看
板の枚数、大きさ、さらには新聞広告
テレビ政見放送の回数、選挙費用まで
限定しているが、これは、「選挙の公
正」を期し、候補者が平等に有権者に
政策を訴える機会を確保することにあ
る。これらの規定は、これまでの最高
裁判所の判決でも合憲とされている。

したがつて、政治活動は選挙中とい
えども最大限に自由でなければならな
いが、その延長として、特定候補者を
当選させる目的をもつ選挙運動によ
るものについては、選挙の公正を期す
る範囲内で一定の制約をともなうこと
はやむを得ない。

さらに一方で、金のかからぬ選挙制
度実現のため、国民の負担で公営を拡
大しつつ、片方で厖大な費用のかかる
機関紙等の号外などを無制限に頒布す
ることを認めていたのでは、とうてい
税金をおさめる国民にとって納得が得
られるものではない。

そこで「選挙に関する報道評論を掲
載した」機関紙誌およびその号外、一
般紙誌の選挙中における頒布制限につ

いては、「政治活動は自由に、選挙活
動は一定のルールのなかで規制」とい
う原則にもとづき、整理して考えるべ
きである。

もとより、政治活動の延長としての
選挙活動は、政治活動と区別しにく
いう声もあるが、以下具体的に詳述
する。

1. 確認団体の届出機関紙誌の本紙に
ついて
従来から政党その他の政治団体の
選挙中における政治活動は、演説会
の開催、ポスターの掲示、立札看板
の掲示、ビラの頒布、宣伝自動車の
使用などについて一定の規制を受け
るとともに、たとえば国会議員選挙
にあたつては、届出機関紙（選管に
とどけ、本部で発行するもの一紙誌）
について「通常の方法」で頒布でき
ることとなつてゐる。

政府原案では、これを定期購読者
以外のものに対して頒布する場合は
政談演説会の会場内で行なうときを
除き有償頒布に限るとの提案であつ
た。

しかし、本紙はあくまで通常の政
治活動に欠くことのできないもので
あって、この規制はあきらかに、政
治活動の自由への制限であるから、
断じて認めるわけにはいかない。こ
のような立場から法案の賛否に關係
する問題として一步もひかず、原案

を修正し、「通常の方法」で頒布す
ることとした。

従前から「通常の方法」について
選挙活動は、特別の方法

を行なわれた臨時又は特別の方法
をふくまない」と明確にした。した
がつて選挙日あてに口実にできるよ
うな減ページ配布は認められない。

ころ非公式接衝では「選挙」の文字
がはいらなければ規制の対象としな
いことを確認しているので、なお参
議院の審議を通じて確認していく必
要がある。

3. 法定ビラ

現行の確認団体の発行できる三種
類の法定政策ビラ（法第二〇一条の
五項）は、なんら変更されておらず
従来通り使用できる。

2. 「選挙に関する報道評論を掲載し
た」号外
現在、街頭で無制限に頒布されて
いる機関紙の号外は、選挙の報道評
論はもとよりそれをこえて特定の候
補者を当選させる目的を具体化して
いて、実態上は選挙運動とみなされ
るものが多い。これらは現行法でも
問題のあつたところであるが、現状
にかんがみ、候補者の氏名又は類推
される事項の記載、選挙の報道評論
を掲載したもののは禁止することを明
確にするにあたり、前述の選挙運動
用ビラを新設させたのである。

しかし、禁止されるものは「選挙
に関する」報道評論を掲載した号外
であつて、それ以外の政党の政策宣
伝の号外などは制限されていない。
また政府は「選挙に関する報道評論
の定義について、昭和三五年の東京
高裁判決をもとにした「統一見解」
改正案では、これを定期購読者以外
のものに対しては、有償頒布すること
になつてゐる。

これにともない、組合機関紙などが
選挙中頒布の制限を受け、ひいては組

特集・選挙二法

合活動の制限を受けるのではないかと、総評側から強い疑惑がもたらされた経過があつた。

しかし、本来組合機関紙は、組合員

という特定の対象者に頒布されるものであつて、公選法が問題としている不特定多数への頒布ではない。これまでの判決によつても、第三種認可の有無にかかわらず内部連絡的文書は通常の方法である限り認められ、また機関紙代が組合費によつている場合有償と解されているのであつて、これらの変更はない。

すなわち、職場によつては、第一組合が、第二組合員に配布したり、私鉄新聞が、全日通、労働、国労など交通友誼組合に配布されたり、また地区労働組合相互間で機関紙の交換などが行われているが、これらも街頭配布しない限り、有償頒布違反として取りしめの対象とはしないことを確認している。

この点は、六月三日、堀政審会長、佐藤選舉制度特別委員会事務局長に安恒給評幹事を加えて、福田自治大臣兼國家公安委員長とで確認し、法案成立後の政令施行通達に明記されることとした。したがつて警察庁よりも各都道府県警察本部に通達がいく。

これらによつて、選挙中、組合機関紙に推せん候補の動き、奮闘ぶりを掲載することは、なんら制約を受けない。

七、後援団体等の看板等の制限および禁止

1. 立札、看板等の制限

候補者又は後援団体が使用する候補者の氏名等を表示する立札、看板

は、事務所ごとにその場所において二枚を限度、大きさは、タテ一五〇センチメートル、ヨコ四十七センチメートル以内とする。

総枚数は、政令によるが、衆議院議員の場合、候補者事務所、後援会事務所、各々十枚づつ、参議院議員（地方区）の場合、各十枚に衆議院選挙区を二区増すことに一枚を追加した数、参議院議員（全国区）の場合、各百枚程度（各都道府県に一事務所とみて）を考えているが、さらに参議院の審議を通じて政令内容を確定していく。

これらの規制案は、従来の選挙期間中を平常に広げるもので、演説会議会報告会の告知などのポスターは政治活動に必須であるという立場から、審議を通して追求してきた。この結果、政党が主催するもので、演説会告知にあたり「弁士」や「報告者」と表示された氏名がはいつているもの、あるいは政党の宣伝スローガンなどは、うらうちがあるポスターの掲示でもよいことを明確にさせてきたが、さらに参議院審議の段階で明確にしていく。

しかし、本案は後援会に対して行なう寄附、後援会が類推されぬ方法で寄附を禁止してはおらず、また社交の一般的範囲と考えられるものについては罰則の適用がはずされておりなど、どれだけ実効があるか疑問を残している。

ものについて、制限はおよばない。

なお、「社会党」に関する看板、

例えれば社会党〇〇支部事務所あるいは社会党連絡所などは、いつさい規制の対象外である。

2. 裏うちポスターの禁止

候補者又は後援団体が使用する候補者の氏名等を表示するポスターで

ベニヤ板、プラスチック板その他これに類するものを用いて掲示する場合は、前記の看板とみなされ同様に禁止される。ただし、裏うちのないものを掲示板やハイなどに直接はるものは制約されない。

これらは規制案は、従来の選挙期間中を平常に広げるもので、演説会議会報告会の告知などのポスターは政治活動に必須であるという立場から、審議を通して追求してきた。この結果、政党が主催するもので、演説会告知にあたり「弁士」や「報告者」と表示された氏名がはいつているもの、あるいは政党の宣伝スローガンなどは、うらうちがあるポスターの掲示でもよいことを明確にさせてきたが、さらに参議院審議の段階で明確にしていく。

しかし、本案は後援会に対して行なう寄附、後援会が類推されぬ方法で寄附を禁止してはおらず、また社交の一般的範囲と考えられるものについては罰則の適用がはずされておりなど、どれだけ実効があるか疑問を残している。

八、候補者等の寄附の禁止

1. 候補者等の寄附の禁止

選挙区内にある者に対する寄附

（花輪、供花、香典又は祝儀などをふくむ）は、政党その他政治団体、または親族（血族六親等、姻族三親等まで）にする場合、講習会その他

政治教育のための集会に關し実費弁償程度を除き禁止する。（政府案）

これに加えて、候補者等に対してこれを勧誘要求することも禁止する。

（修正案）

2. 候補者等が構成員である団体（後援会）、法人、会社の寄附の禁止（政府案）

政党その他の政治団体に寄附する場合を除き、候補者等の氏名が類推される方法で寄附をしてはならない。

議員、候補者の寄附行為の禁止は日常、政治に金がかからなくなるためにもぜひ必要なことである。

しかし、本案は後援会に対して行なう寄附、後援会が類推されぬ方法で寄附を禁止してはおらず、また

社交の一般的範囲と考えられるものについては罰則の適用がはずされておりなど、どれだけ実効があるか疑問を残している。

しかし、本案は後援会に対して行なう寄附、後援会が類推されぬ方法で寄附を禁止してはおらず、また社交の一般的範囲と考えられるものについては罰則の適用がはずされておりなど、どれだけ実効があるか疑問を残している。

3. 国会解散電報の禁止

電報、郵便による国会解散通知は禁示される。

また、小型の「連絡所」や〇〇後援会員証といった「標札」もつかわれているが、うらうちのない紙類（ステッカーフィーになつても折りまがるもの）で、家屋に直接貼つてあるもので、

九、連座制の強化

総括主宰者、出納責任者などが一定

特集・選挙二法

の刑に処せられたときには、従前は検察官が当選人の当選無効をあらためて訴えて、失格となることとされていたが、それを、総括主宰者などの刑が確定したことを当選人に通知し、当選人が三十日以内に総括主宰者でないことを理由に訴訟をおこさない場合に失格となるとの改正である。

この結果、総括主宰者などの刑が確定してからの連座制適用の期間が若干短時に処理されるようになる。しかし、肝心の総括主宰者などの裁判自体がすみやかに少なくとも議員の任期中に終了しなければ、連座制の強化には事実上ならない。

したがって、本改正案がどれだけ実効をあげえるか疑問であり、参議院の審議を通じて実効ある改革への展望をひらく必要がある。

十、貨物自動車の使用の禁止

北海道で特例として使用されている貨物自動車の使用は禁止され全国みなみとなる。したがって、二トン以下四ないし十人のりの小型自動車（道路運送法の三、四、五ナンバー）となる。

十一、政治資金規制法関係

政府案は、公開の原則が一応つらぬかれた点は、評価できるが企業献金の上限が最高一億五千万円まで許されたり、政党への献金は一万円以上公開す

るのに派閥への献金は百万円以下は非公開とするなど、また組合員のカンパと企業献金を同列視するなど幾多の問題がある。

わが党は、個人献金を基礎にした「政治資金規正法」を提出し、政府案の欠点を比較対照的に明確にしている。したがって参議院でひき続きたたかっているが、この場合政府案につきの諸点に留意して対処する。

1. この度の改正案で「政党」「政治団体」という概念で出てきた。これ

は、現行では、①政党、「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を推せんし、支持し、若しくはこれに反対することを本来の目的とする団体」はもとより、②協会その他の団体「政党以外の団体で政治上の主義若しくは施策を支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を推せんし、支持し、若しくはこれに反対する目的を有するもの」については、選挙期間中、ビラ頒布宣伝車、演説会など一定の制約を受けることになつていて。今回政治資金規制法の改正案で、「政治団体」の定義を「政治上の主義若しくは施

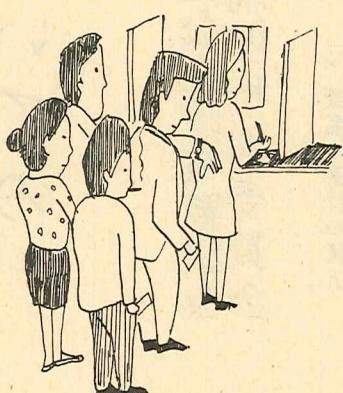
2. 企業献金の上限を引下げさせるよう努力する。

3. 政治資金収支報告にあたつての下限（年間百万円まで報告しなくてもよい）を引き下げるよう努力する。

4. 匿名寄附の禁止は、ガラスばかりにするうえで重要であるが、小額の大衆カンパまではしづることになるのは技術的にも問題があるので小額のものは除くようにする。

5. 労働組合を通ずる寄附のあっせんについてのチェック・オフの禁止条項は削除させるよう努力する。

一おわりに一



の刑に処せられたときには、従前は検察官が当選人の当選無効をあらためて訴えて、失格となることとされていたが、それを、総括主宰者などの刑が確定したことを当選人に通知し、当選人が三十日以内に総括主宰者でないことを理由に訴訟をおこさない場合に失格となるとの改正である。

わが党は、個人献金を基礎にした「政治資金規正法」を提出し、政府案の欠点を比較対照的に明確にしている。したがって参議院でひき続きたたかっているが、この場合政府案につきの諸点に留意して対処する。

この度の改正案で「政党」「政治団体」という概念で出てきた。これは、現行では、①政党、「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を推せんし、支持し、若しくはこれに反対することを本来の目的とする団体」はもとより、②協会その他の団体「政党以外の団体で政治上の主義若しくは施策を支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を推せんし、支持し、若しくはこれに反対する目的を有するもの」については、選挙期間中、ビラ頒布宣伝車、演説会など一定の制約を受けることになつていて。今回政治資金規制法の改正案で、「政治団体」の定義を「政治上の主義若しくは施

る活動を、主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体」と規定し、縮少することになっている。

これに伴い、公選法上の選挙期間中の制約については従前の④の範囲をそのままにしておくために新たに「政治活動を行う団体」という概念を用いたものである。

この問題について、政府答弁ではなんら従前と異ならないとしているが、文字どおり解してしまうと、労働組合や市民団体などが、選挙期間中に政治活動上の制約をうけるそれが、あるとの疑義を明確に解決するため、法律上も問題があるので、削除させる方針で努力する。

区の議員定数の是正をはじめ、参議院の残された審議を通じて、展望をきりひらかねばならぬ多くの問題を残している。

わが党は、なお党をあげて闘いつづけているが、それを前提としていえば今回の改正が有権者諸氏の良識とあいまって公正、清潔な選挙で、より有為の人材が政治の場におくられ、わが国議会制民主主義の発展に歴史的な改正となるものと確信する。

はじめに述べたとおり、参議院地方

一九七五・七・二〇

特集

政治資金規正法の改正についての 党の見解

日本社会党政策審議会 選挙制度特別委員会

政治資金規制法の改正については、公選法の改正と同様、金権選挙を追放して政治を浄化し、民主政治に対する国民の不信を取り除くため、企業献金を禁じ、政党及び派閥に対する政治的寄附及びその支出をガラス張りにせよという国民的要求に応えるとして提案されたものである。

しかし、提案された政府案は、国民的要求はもちろん、三木首相の公約ともほど遠い金権主義的なもので、企業献金は從来通り全面的に容認しただけでなく、その最高額を一億五千万円まで寄附が可能となり、個人献金も最高一千万円までと高額の寄附を認めている。また、ガラス張りの要求に対しても政党及び政治資金団体は、一万円以上の寄附についての報告義務が課せられているが、その他の団体（派閥等）については百万円以上の寄附だけが届出義務となっているなど、国民の要求と

はほど遠い改正案となり、しかも、これが第七十五国会の最終日の七月四日在院本会議で採決の結果、一一七票対一一七票と与野党同数となり河野議長の裁決で成立したいわくづきの法律となつた。なお、自民党的強い反対により修正が不可能となり、原案通り可決されたものである。

政治資金規制法の問題点はつぎのとおりである。

一、寄附の量的制限

個人寄附は三千万円まで、企業及び組合は、資本金、組合員数、経費などの規模に従い、最高一億五千万円までの寄附ができる。問題の第一は、その発想が、企業献金と組合員のカンペ（税引後の生計費の一部）とを同列にみていいこと。第二に、献金の上限が高すぎることである。しかも、業界など任意団体を作れば、一億五千万円に上積み

して献金できるなど、到底容認できない。

献金を受ける側も、政治団体（派閥）も個人も一社から一五〇万円までしか貰えないが、受け入れる政治団体をいくつもふやせば、企業の献金の派閥用別ワクいっぱい貰える抜け道がある。

二、政治資金の公開

政党及び政治資金団体への寄附は一千万円以上、政治団体（派閥）への寄附は百万円以上の寄附に対し、公開しなければならない。派閥への献金が非常に優遇されていることは論外だ。寄附のほか、あっせんされた寄附、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金などの状況についても、收支報告書に記載することになった。共産党等はこれによって、党員数、「赤旗」の売上げなどを公表せねばならず、執拗に本法案に反対した。

三、匿名の寄付の禁止

改正前の法律にも、選挙期間中、匿名寄附は禁止されているが、今回は、平常時にも禁止される。

これは、寄附の限度額をもうけても限度以上を匿名で寄附したのでは意味がないからで当然のことといえる。

ただし、大衆集会などにおけるカンペの扱いをどうするかが問題になつたが、わが党は本来、匿名とは、何らかの目的をもつて、あえて名をかくしたり、為名を使うことであり、大衆集会でカンペしたもののは、記帳しなかつただけと解すべきで、匿名の範囲ではない。なお、その場における一万円以上のカンペ（政党への献金の公開限度額）は、名を記して貰うべき性格である。

四、チエック・オフの禁止

新法では「政治活動に関する寄附の

あつせんをする者は、寄附をしようとする者の意志に反して、賃金、工賃、下請代金などからの控除による方法で寄附を集めてはならない」とこととしている。

ここでいう「寄附のあつせん」とは政党などに対する寄附をあつめそのままとりついで提供することをさすので、労働組合として政治闘争基金などをチエックオフすることには関係がない。逆に工場主が承諾を得ていない従業員からチェックオフして寄附をあつめて提供したりしてはいけないわけである。

参議院本会議（七月四日）で

「労働組合が組合員から政治活動費のために、組合費としてあるいは臨時の組合費として徴収した労働組合の資金から、政党等に寄付を行う

政治資金規正法の一部を改正する法律案（社会党案）

一九七五・六・九

政治資金規正法（昭和二十三年法律第一百九十四号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第五条この法律において「公職の候補者」とは、公職選挙法第八十六條

の規定により、候補者として届出を行

ることは、政治資金規正法にいう寄附の量的制限は受けられるが、「寄附のあつせん」には該当せず「賃金からの控除による方

法」の規制は受けないと解してよいか」と質したのに

対し、福田自

治大臣は「そ

のとおりであ

る」と答弁し確認した。

政治資金規正法の改正点と社会党案

事項	改 正	改 正 前	社会党案
公開の原則	<ol style="list-style-type: none"> 法人会費は、寄附とみなし公開。 会費、党費は総額件数を公開。 寄附は、政党の場合年間1万円以上、政治団体（派閥）の場合年間100万円以上について氏名、住所、職業、金額、年月日を公開。 機関紙誌事業の収入を公開。 	<ol style="list-style-type: none"> 法人をふくみ会費は非公開。 政党の場合、総額を公開。 寄附は、1件500円以上のものについて氏名、住所、職業、金額、年月日を公開。 	<ol style="list-style-type: none"> すべての収支の公開。 会費50万円以上は氏名等公開。50万円未満は総額件数を公開。 寄附は1件1万円以上のものについて氏名、住所、職業、金額、年月日を公開。1件1万円未満は件数金額を公開。 機関紙誌事業の収入を公開。
量的制限	<ol style="list-style-type: none"> 個人については年間3,000万円以内 会社については年間1億5千万円以内 労組については年間1億5千万円以内 同一の政治団体に対する寄附は、年間150万円以内 	量的制限はない	個人については年間100万円以内
質的制限	<ol style="list-style-type: none"> 国から補助金等をえている会社の寄附は禁止 匿名の寄附の禁止 	選挙に関する寄附についてのみ同様の規制があった。	法人その他の団体（労組、政治団体を除く）の寄附を禁止。

項目中「支出」を「支出」に改め、同項の前に次の二項を加える。

この法律の規定を適用するについては、法人その他の団体が負担する党費又は会費は、選挙に関してされる寄附以外の寄附とみなす。

この法律において「政治活動に関する寄附」とは、政党、協会その他の団体に対してされる寄附（政党、

協会その他の団体の代表者、主幹者

又は会計責任者と意思を通じて当該

政党、協会その他の団体のために當

該政党、協会その他の団体以外の者

含ものとする。

第五条第一項中「収入」を「収入」改め、同項の次に次の二項を加える。

この法律において「党費又は会費」とは、いかなる名称をもつてするを問わず、政党、協会その他の団体の党則、規約その他これらに相当するものに基づき、当該政党、協会その

他の団体の代表者、主幹者

又は会計責任者と意思を通じて当該

政党、協会その他の団体のために當

該政党、協会その他の団体以外の者

含ものとする。

第五条第一項中「寄附」を「寄附」に改め、同項の次に次の二項を加える。

この法律において「党費又は会費」とは、いかなる名称をもつてするを

問わず、政党、協会その他の団体の

党則、規約その他これらに相当する

ものに基づき、当該政党、協会その

特集・選挙二法

他の団体の構成員がその金銭上の債務の履行として負担するものをいう。

第九条第一項を次のように改める。

政党、協会その他の団体の会計任者は、会計帳簿を備え、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 政党、協会その他の団体のすべての収入及び支出（当該政党、協会その他の団体の代表者、主幹者又は会計責任者と意思を通じて、当該政党、協会その他の団体のために、当該政党、協会その他の団体以外の者が受けた寄附及びその者が支出した支出を含む。）

二 前号の収入のうち、党費又は会費でその年額が五十万円以上のもつについては、当該党費又は会費を納入した者の氏名、住所及び職業並びにその納入した金額（金銭以外の財産上の利益については、時価に見積った金額。以下同じ）及び年月日

六 第一号の支出を受けた者（同号にかかる書の支出にあっては、その支出を受けた者及びその支出をした者）の氏名、住所及び職業並びにその支出の目的、金額及び年月日

三 第一号の収入のうち、党費又は会費でその年額が五十万円以上のものについては、当該党費又は会費を納入した者の氏名、住所及び職業並びにその納入した金額及び年月日、党費又は会費でその年額が五十万円に満たないものについては、その件数及び金額

四 第一号の収入のうち機関紙誌の発行その他の事業によるものについては、その事業の種類及び当該種類ごとの金額

五 第一号の収入のうち借入金について、その借入先の氏名、住所及び職業並びに借入金の金額及び年額が五十万円に満たないものについては、その件数、金額及び納入年月日

六 第一号の収入のうち、前四号に掲げるものの以外のもので一件十万円以上（数回にわたってされた）に、「添附」を「添付」に、「但し」を「ただし」に改める。

つては、その名称、主たる事務所の所在地及びその代表者の氏名。

第十二条第一項第三号を除き、以下同じ。）並びに借入金の金額及び借入年月日

五 第一号の収入のうち前三号に掲げるものの以外のものについては、その基因となつた事実、その事実に係る相手方（第一号にかかる書の寄附にあっては、その寄附をした者及びその寄附を受けた者の氏名、住所及び職業並びにその収入の金額及び年月日

六 第一号の支出のうち、一件一万円以上（数回にわたってされたときはその合計額による。）の寄附については、その寄附をした者（同号にかかる書の寄附にあっては、その寄附を受けた者及びその寄附を受けた者の氏名、住所及び職業並びにその支出を受けた者）の氏名、住所及び職業並びにその支出を受けた者及びその支出を受けた者（同号にかかる書の支出にあっては、その支出を受けた者及びその支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びにその支出の目的、金額及び年月日、一件一万円に満たないものについては、その支出を受けた者及びその支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びにその支出の目的、金額及び年月日）

七 第一号の支出のうち、一件一万円以上（数回にわたってされたときはその合計額による。）のものについては、その支出去を受けた者及びその支出去を受けた者の氏名、住所及び職業並びにその支出去の目的、金額及び年月日、一件一万円に満たないものについては、その支出去を受けた者及びその支出去を受けた者の氏名、住所及び職業並びにその支出去の目的、金額及び年月日

八 第十二条第三項中「同項第三号」を「同項第一号」に、「千円」を「一万円」に、「添附」を「添付」に改め、同項の項目番号を削る。

九 第十三条第一項中「なされた」を「された」に、「左の」を「次の」に、「公職の候補者の」を「当該」に改める。

第十九条中「公職の候補者の」を削り、「二千五百円以上（数回にわたりなされた）」を「一万円以上（数回にわたりなされた）」に、「左の」を「次の」に、「添附」を「添付」に、「但し」を「ただし」に改める。

体以外の者が受けた寄附及びその者がした支出を含む。）

二 前号の収入のうち、一件一万円以上（数回にわたってされたときはその合計額による。）の寄附については、その寄附をした者（同号にかかる書の寄附にあっては、その寄附を受けた者）の氏名、住所及び職業並びにその収入の金額及び年月日、前四号に掲げるもの以外のもので一件十万円に満たないものについては、その基因となつた事実、その収入の金額及び年月日

三 第一号の支出のうち、一件一万円以上（数回にわたってされたときはその合計額による。）のものについては、その支出去を受けた者及びその支出去を受けた者の氏名、住所及び職業並びにその支出去の目的、金額及び年月日、一件一万円に満たないものについては、その支出去を受けた者及びその支出去を受けた者の氏名、住所及び職業並びにその支出去の目的、金額及び年月日

四 第十二条第三項中「同項第三号」を「同項第一号」に、「千円」を「一万円」に、「添附」を「添付」に改め、同項の項目番号を削る。

五 第十三条第一項中「なされた」を「された」に、「左の」を「次の」に、「公職の候補者の」を「当該」に改める。

第十九条中「公職の候補者の」を削り、「二千五百円以上（数回にわたりなされた）」を「一万円以上（数回にわたりなされた）」に、「左の」を「次の」に、「添附」を「添付」に、「但し」を「ただし」に改める。

三 第一号の収入のうち機関紙誌の発行その他の事業によるものについては、その事業の種類並びに当該種類ごとの金額及び年月日

四 第一号の収入のうち借入金について、その借入先の氏名、住所及び職業並びに借入金の金額及び年月日

五 第一号の収入のうち、前四号に掲げるものの以外のもので一件十万円以上（数回にわたりなされた）に、「添附」を「添付」に、「但し」を「ただし」に改める。

六 第一号の収入のうち、前四号に掲げるものの以外のもので一件十万円以上（数回にわたりなされた）に、「左の」を「次の」に、「公職の候補者の」を「当該」に改める。

七 第十二条第三項中「同項第三号」を「同項第一号」に、「千円」を「一万円」に、「添附」を「添付」に、「但し」を「ただし」に改める。

特集・選挙二法

第二十二条を次のように改める。

第二十二条 法人その他の団体は、政治活動に関する寄附をしてはならない。ただし、次の各号に掲げるものがする場合は、この限りではない。

一、政党、協会その他の団体又はその支部

二、労働組合法（昭和二十四年法律第一百七十四号）第二条に規定する労働組合、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第二百八条の第一項（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）に規定する職員団体、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第十八条の二第一項の規定に基づく国会職員の団体若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十一条第一項に規定する職員団体又はこれらの団体を主たる構成員とする団体何人も、前項の規定に違反してされる寄附を受けてはならない。

第五章中第二十二条の次に次の三条を加える。

第二十二条の二 個人は、各年中において、百万円を超えて政治活動に関する寄附（選挙に関する寄附を含む。）をしてはならない。何人も、前項の規定に違反してされる寄附であることを知りながら、

これを受けてはならない。

第二十二条の三 何人も、外国人、外國法人又は外国の団体から、政治活動に関する寄附を受けてはならない。

第二十二条の四 何人も、本人の名義以外の名義又は匿名で、政治活動に関する寄附をしてはならない。

何人も、前項の規定に違反してされる寄附を受けてはならない。

第一項の寄附に係る金銭又は物品の提供があったときは、当該金銭又は物品の所有権は、国庫に帰属するものとし、その保管者は、政令で定めるところにより、速やかにこれを国庫に納付する手続をとらなければならぬ。

第二十三条中「五千円以上十万円以下」を「五万円以上百万円以下」に改める。

第二十四条中「左の」を「次の」に上五十万円以下」を「一千万円以上第三号まで」に、「但し、第一号から第三号まで」に、「五千円以上五万円以下」を「五万円以上五十万円以下」に、「引継」を「引継ぎ」に、「添附」を「添付」に改める。

附 則

（施行期日等）

1. この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。
2. 改正後の政治資金規正法（以下「新法」という。）第九条から第十二条までの規定は、昭和五十一年一月一日以後に係る政党、協会その他の団体及びその支部の収入及び支出並びに政党、協会その他の団体のためにそとの代表者等と意思を通じて受けた寄附及びした支出（以下この項において「政党等の収入及び支出」という）
3. 新法第十三条及び第十九条の規定は、この法律の施行の日以後その期間にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者は、二百万円以下の罰金に処する。
4. この法律の施行の際現に存する法人その他の団体又はその支部でこの法律の施行により新たに新法第三条に規定する政党、協会その他の団体又はその支部に該当することとなるものは、この法律の施行の日から七日以内に、新法第六条（新法第十八条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしなければならない。
5. 前項の法人その他の団体は、この法律の施行の日から七日を経過する日までの間（その期間内に同項の規定による届出をしたときはその時までの間）は、新法第六条の規定による届出をしたものとみなす。
6. この法律の施行前にした行為及び附則第二項又は第三項の規定により従前の例によることとされる事項に関してした行為については、改正前の政治資金規正法及び改正前の公職

「千円以上五万円以下」を「一千万円以上五十万円以下」に改める。

第二十六条 次の各号の一に該当する

第二十二条第一項、第二十二条の二第一項又は第二十二条の四第一項の規定に違反して寄附をした者

者は（その者が法人その他の団体である場合にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者は、二百万円以下の罰金に処する。）

第一、第二十二条第一項、第二十二条の二第一項又は第二十二条の四第一項の規定に違反して寄附をした者

者は（その者が法人その他の団体である場合にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者は、二百万円以下の罰金に処する。）

第一、第二十二条第一項、第二十二条の二第一項又は第二十二条の四第一項の規定に違反して寄附を受けた者

者は（その者が法人その他の団体である場合にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者は、二百万円以下の罰金に処する。）

に関する適用）、同日の前日までの間に係る政党等の収入及び支出に関しては、なお従前の例による。

3. 新法第十三条及び第十九条の規定は、この法律の施行の日以後その期間が公示され又は告示される選挙に関する適用し、同日前にその期日が公示され又は告示される選挙に関しては、なお従前の例による。

4. この法律の施行の際現に存する法人その他の団体又はその支部でこの法律の施行により新たに新法第三条に規定する政党、協会その他の団体又はその支部に該当することとなるものは、この法律の施行の日から七日以内に、新法第六条（新法第十八条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしなければならない。

5. 前項の法人その他の団体は、この法律の施行の日から七日を経過する日までの間（その期間内に同項の規定による届出をしたときはその時までの間）は、新法第六条の規定による届出をしたものとみなす。

6. この法律の施行前にした行為及び附則第二項又は第三項の規定により従前の例によることとされる事項に關してした行為については、改正前の政治資金規正法及び改正前の公職

政治資金規正法の一部を改正する法律案提案理由説明

私は日本社会党を代表いたしまして、只今議題となりました政治資金規正法の改正案について、提案主旨とその内容について若干の御説明を申し上げたいと存じます。

そもそも政治資金規正法は、その第一条に示すように「政党、協会その他団体等の政治活動の公明を図り、選挙の公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与すること」を目的としているのであります。

しかしながら、自由民主党は、長い間の政権を背景として、大資本、大企業と密接に結びつき莫大な政治献金を企業から受け、選挙の際は数百億円の金を使って金権選挙、腐敗選挙を行ない、その結果議席の多数を得て政権の座にすわり続けてきたのであります。

そして、与党及び政府として法律の制定、国の予算の編成、税制、財政の運用等あらゆる面で財界に有利な見返り政策を実施し、さらにまた次の選挙に財界から莫大な政治資金を得るという腐敗の悪循環を続けてきましたのであります。当然の帰結として、国民の政治全体

しかしながら歴代の自民党政権は、この課題に対する誠意を少しも示さず、かつては「大骨も小骨も抜かない」などと公約しながら政府が提案した政治資金規正法改正案を、与党自らの手で不成立に追い込むという国民無視の態度すらとったのであります。

の根源をつくってきたのは、大企業本資本と癒着したこのような自民党政権の腐敗のメカニズムであり、企業献金そのものであることが明白であります。したがって、会社、企業の政治献金を禁止し、政治資金をガラス張りにして、金のかからない選挙を実施し、政治を浄化することが今日の民主政治の危機を救う緊急な課題であると考えるのであります。だからこそ政治資金規正法を抜本的に改正せよという国民の声が日とともに高まっているのであります。

に対する信頼を低下させ今日の如き会政治の危機を招いているのであります。

して、御説明申し上げます。
まず寄附、つまり政治献金の制限についてであります。以上申し上げました基本的な考え方にもとづきまして会社等営利企業の法人団体は一切政治献金は出来ないこととし、政治腐敗、金権選挙の根を断ち切ることとしたので

したがって、われわれは、国民の強い要求にしたがって、金権選挙をうちを破り、明るく正して選挙を実施し、ひいては眞の民主政治を確立して、議会主義を発展させ、名実ともに国会が国權の最高機關として国民の信頼を高める必要があることを痛感するものであります。

そのため、緊急でかつ重要な措置として、ここに独自の政治資金規正法の改正案を提案した次第であります。

以下法案の内容の主要な点につきま

千万円までの高額な寄附ができる、
ととし、その上、最も弊害の多い派閥
の政治資金を最も優遇するという逆行
ぶりであり、依然として金権政治の古
針を貫くという露骨な姿勢を示してお

団の力で自らの地位の向上をはかることを許されているのであります。そして、憲法に保障されたこの諸権利は、密接に政治にかかわらなければ十分に達成できないものであります。この意味で、當利を目的とする会社等の企業と労働組合とは政治にかかわる部面に

つまり、会社は、商法その他が明かすように、株式の金額、その総額を設立の重要な要件としているように、つまり「資金の集団」として、営利事業を営むために法的な人格を与えられているのであり、このような金の集団としての法人を一率に政治に参加させるということから今日のような金権政治の弊害を生じているのであります。

一法、労働組合は、憲法二十八条で労働者、つまり人の集団として特別に團結権、団体行動を保障され、その集

は制限しないというのは、法の下の平等に反するという意見もありますが、このような平面的な形式論ではなく、本質論、実態論に立ってこの考え方かた

今回の政府提案にかかる政治資金規

あります

ただし、労働組合の政治的な寄附は会社等の寄附と全くその内容と次元が異なるものでありますからその制限から除外をしてあります。

形式論理的には、同じ団体として或いは法人として、一方を制限し、一方は制限しないというのは、法の下の平等に反するという意見もありますが、民主政治を発展させるという原点からこのような平面的な形式論ではなく、本質論、実態論に立ってこの考え方をとったのであります。

つまり、会社は、商法その他が明かすように、株式の金額、その総額を設立の重要な要件としているように、つまり「資金の集団」として、當利事業を営むために法的な人格を与えられているのであり、このような金の集団としての法人を一率に政治に参加させることということから今日のような金権政治の弊害を生じているのであります。

一法、労働組合は、憲法二十八条で労働者、つまり人の集団として特別に団結権、団体行動を保障され、その団体の力で自らの地位の向上をはかることを許されているのであります。そして、憲法に保障されたこの諸権利は、密接に政治にかかわらなければ十分に達成できないものであります。この意味で、當利を目的とする会社等の企業と労働組合とは政治にかかわる面に

において、本質的に全く違う立場に立つてゐるというべきであります。また単的に云つて、政治は自然人たる人が行うものであり、この意味からいっても人の集団である労働組合が政治に参加することは当然であり、むしろ積極的に参加する道を拡大することが民主政治を発展させる重要な要素だと考えるのであります。

もちろん、個人としての政治参加を制限することは許されません。したがつて、会社等の団体に関係する人も含めて一般の人々が個人として政治的な寄附をすることは自由であります。この場合は年間を通じて百万円を限度とすることとしたのであります。なお当然のことではあります。が、匿名の政治献金や外国人・外国の法人、又は団体から政治的な寄附を受けることを禁止しております。

次に、政治資金をガラス張りにし、明確にして国民の信頼を得るという問題であります。が、この面では政党及び協会その他の団体、つまり、政党や、いわゆる派閥の政治資金の明確化、ガラス張り化にとくに留意をいたし、報告義務をとくに厳格にするための改正を行つたのであります。

例えればすべての収入支出について報告する義務があることを明記するとともに、寄附については年間一円以上寄附をした者の氏名、住所、職業、金額等を報告しなければならないことといたしております。

さらにまた、政党の党費、いわゆる派閥の会費等についても明確化するための報告義務を規定いたしました。

本来、政党と党費と派閥の会費はその性質は全く違ひ同列に論すべきものでないと考えますが、法律上の概念として、党費と会費の区分が明確でないで己むを得ず同列におき、年間五十万円以上の党費、会費は寄附と同様、氏名、住所、職業、金額等を報告しなければならないこととしたのであります。

さらに政党及び協会その他の団体は当然このための帳簿を備え付け、收支に関する必要な記載を行うことを義務づけ、自治大臣、中央選挙管理会又は当該選挙管理委員会が必要があると認めるとときは、報告を求め又は資料の提出を求めることができることとしてあります。

次は罰則の強化についてであります。が、政府案は寄附の制限額をおかして高額の寄附をしても二十万円の罰金ですむという実効性の弱いものになつていますが、この改正案は、政治献金の制限に違反した者は、二百円以下の罰金に処することとし、その他の罰金につきましても、例えれば本法二十二条の外国人、又は匿名寄附の受領禁止規定違反について現行五千円以上十万円

以下の罰金となつてゐるのを五万円以上一百万円以下の罰金に処すとか、二十五条の虚偽の記入などの報告違反についても、現行五千円以上十万円以下の罰金を五万円以上、百万円以下の罰金に改めるなど、十倍に引き上げその実効性を強めた次第であります。

以上が法案の概要であります。が、日本の民主政治を前進させるため、何卒同僚各位の御賛成をお願い申し上げます。

奈川区、鶴見区、港北区、緑区
神奈川四区（四人）磯子区、南区、保土ヶ谷区、旭区、瀬谷区、戸塚区、港南区、金沢区

神奈川三区（三人）藤沢市、茅ヶ崎市、海老名市、大和市、座間市、相模原市、津久井郡、高座郡

小田原市、厚木市、伊勢原市、秦野市、足柄上郡、足柄下郡、中郡、南足柄郡、愛甲郡

東京七区（四人）三鷹市、小金井市、武蔵野市、田無市、保谷市、東久留米市、清瀬市、小平市、国分寺市、東村山市、東大和市、昭島市、武蔵村山市

立川市、国立市
東京十一区（四人）調布市、狛江市、府中市、稲城市、町田市、多摩市、日野市、八王子市、福生市、秋川市、青梅市、西多摩郡

吹田市、茨木市、高槻市、池田市、箕面市、豊能郡、三島郡

大阪三区（三人）摂津市、豊中市、守口市、門真市、大東市、四条畷市、交野市、寝屋川市

枚方市
埼玉一区（三人）浦和市、戸田市、蕨市、川口市、草加市、鳩ヶ谷市

埼玉五区（三人）大宮市、与野市、上尾市、桶川市、北本市、鴻巣市、志木市、朝霞市、新座市、和光市、北足立郡

千葉一区（四人）千葉市、習志野市、船橋市、八千代市、市原市

千葉四区（三人）鎌ヶ谷市、市川市、我孫子市、柏市、松戸市、流山市、野田市

神奈川一区（四人）中区、西区、神奈川二区（四人）

一九七五・六・二七

独占禁止法改正政府案の主要項目及び修正点等について

日本社会党政策審議会
独占禁止法対策特別委員会

原案部分と党の改正案との関係（改善内容）

主要項目	修正点	改正の効果	備考
1. 課徴金制度（第7条の2）	(1) 課徴金算定の基準率を3%から4%（カルテル期間の売上げ高に対して）改める。 (2) 課徴金の減額に関する規定を削除する。 (3) 徴収免除基準を10万円から20万円にする。	改正案中、最重要事項の一つ。修正により実効率が1.5%から2%になり、又業績が悪い場合に10分の1にするという減額がなくなり、課徴金徴収が容易になる。違法カルテル規制の効果が期待できる。	課徴金制度の新設。不当利得のぼっ収として、社会党案にある。修正は社会党の要求による。
2. 違法カルテルの影響排除措置の届出及びその実施状況の報報（第7条カッコ書）	第7条カッコ書を削除し、公取が違法カルテルの影響を排除する措置を命じ得ることを明記する。	価格の原状回復命令の変形。修正により、原案の第7条の排除措置を制約するおそれがなくなり、又影響の排除措置命令が明確化されることによって公取の権限が拡大する。	対価の引上げ等違法カルテルによってもたらされた状態の排除措置命令。価格の原状回復命令として社会党案にある。修正は社会党の要求による。
3. 価格の同調的引上げに関する報告の徴収（第40条の2）及びその概要の国会への報告（第44条第1項後段）	第40条の2及び第44条第1項後段を削除する。	原価の公表の変形。修正により現行法第40条、第43条制約のおそれがなくなる。もともと第40条（調査のための強制権限）、第43条（必要な事項の公表）の運用で可能。	寡占商品の値上げの原価等の届出、公表が社会党案。修正は社会党の要求による。
4. 独占的状態の排除（第8条の4）	第53条の3第2項の審決前における主務大臣との協議に関する規定を削除する。	改正案中、最重要事項の一つ。いわゆる構造規制としての会社分割規定としては制約が多くすぎるが公取の調査権が拡大するなど法制上重要な意義を有する。 企業行動に与える影響も大きい。修正により、公取の職権行使の独立性も確保される。	会社の分割等による排除。社会党案にある。修正は社会党の要求による。
5. 事業会社の株式保有総額の制限（第9条の2）		適用除外、経過措置（10年）等の問題はあるが、株式保有の総量制限として、高社9を含む大企業15社が対象となり、現在全体で3,800億円ほどが基準をこえる。大企業規制の新しい方式。	株式保有総額の制限、社会党案にあったものが一応形式的に取り入れられた。企業集団や株式の相互持合は付帯決議で検討課題とされた。
6. 金融機関の株式保有制限（第11条）		経過措置等の問題はあるが、保有限度をこれまでの10%から5%にすることにより、系列支配の規制等の面で一步前進。	金融機関の株式保有制限、社会党案にあり。
7. 不公正な取引方法の排除措置（第20条）		これまででは差止めだけであったが、広く排除措置を命じ得こととなり、運用上の効果が大きい。	不公正な取引方法の排除措置、社会党案にあり。
8. 既往の違反行為に対する措置（第7条第2項、第8条の2第2項、第20条第2項）		再犯防止の効果が大きい。これまでではカルテル期間が終った後では、その後に証拠が出ても独禁法上何ら措置ができなかつたが、今後は、既往の違反行為について審決が行なわれることになり、それをもとに無過失損害賠償請求権の行使を容易にする効果があり、消費者等の保護・救済の面でも前進。カルテルのやり逃げが防げる。	既往の違反行為に対する措置、社会党案にあり。
9. 違反事実の報告者に対する通知（第45条第3項）		消費者が独禁法上問題があるとして公取に措置請求をした場合、どのような取りあつかいを行ったかを請求者に通知する義務が課せられ消費者運動として活用が可能。	調査結果の文書による通知、社会党案の消費者権利の拡大の条文のうち一部がとり入れられたもの。
10. 罰則（第89条等）		罰金の最高限度500万円に引き上げるなどの外、法人の代表者に責任罰が課せられ、社長は無関係ということが少なくなる。違反行為の抑制の効果期待できる。	最高限度500万円、責任罰は社会党案にあり。

修正点の解説

一、課徴金

政府案……価格カルテル、数量カルテルなど対価に影響のある不当な取引制限を行ったときは、カルテル期間の売上げ高に対しても小売業は1%卸売業には0.5%製造業その他には1~5%の課徴金を課する。但し、その企業の過去三年間の経常利益率が、それぞれ0~1%, 0~1%, 0~3%以下の時は課徴金を $\frac{1}{10}$ にし(但し小売の場合0~1%~2%)の時はその経常利益率の数字が課徴金の基準率になる他の場合も同じ方式)、かつ課徴金の額が10万円以下の場合は免除する。

修正の論点……①課徴金は「不当利益」のぼつ収がその本来の姿であり、擬制による算定方法によるとしても、実態から比して低い(製造業の過去10年間の平均売上げ高利益率は4~4%)であり、政府案と同じ考え方でその $\frac{1}{2}$ を課徴金とするにしても1~2%になる。)② $\frac{1}{2}$ に減額するのは利益率そのものがコストをおり込んでいるので根拠がない、さらに③企業の業績によって減額するのは赤字であれば罪が軽いということになり課徴金の考え方から、かけ離れる、④過去三年間の業績の調査を行うこととなれば実際に課徴金の事務が膨大になりこの条

項が動かないばかりか、公取をまひさせることとなるなどを追求した。

修正内容……(表参照)

修正効果……不當利益に直接びついた課徴金制度は実現しなかったが、一定の修正の結果、先の石油カルテルでの10億~50億程度の課徴金が徴収できることになり(日石五二億円二位、三位一億円)大企業や企業数の比較的少ない大手の事業者団体に対しては相当の効果が期待できる。又赤字減額が削除され、免除点が10万円になったことから、事務量で公取がまひすることは避けられ、特に大企業に対して効率的な適用が可能となる。

修正内容……(表参照)

政府案……カルテル等の不當な取引制限の場合、その行為の排除が公取によつて行なわれた後、カルテルによって生じた影響を排除するために「企業が行なう」具体的措置を公取に届けさせ、その実施状況を報告させる。

修正の論点……現在公取はカルテル行為の排除として、単にカルテル協定の破棄だけでなく、協定内容そのものの排除を行うため、株式の処分や事業者団体の

政府案……上位三社が70%以上のシェアを持つ上位五社が、三ヶ月以内にトップ企業を含む二社が値上げを行つた場合、公取はその理由を報告させることができ、その概要を国会への年次報告に記する。

修正の論点……原価の公表に入れ変つたものである。高度寡占の規定を具体化してはいるが、本来ならばこれららの内容は四〇条の調査のための強制権限(職務を行うに必要な調査)で十分行える内容であり、四三条の必要な事項の公表権限

になつてしまふ。ところが改正案は、協定行為の排除以外は、影響の排除として公取が命ずるのでなく、企業が自主的に行ないそれを報告させるという間接的なものに後退させている。従つて法解釈

としては、行為の排除の中に影響の排除は当然含まれるという見解が有力であるが、より明確を期するため、公取が影響を排除できるように条文に明記することを要求した。

修正内容……(表参照)

修正結果……影響の排除が法文上明確になつたために価格カルテル等については、カルテルの影響の残った価を排除することが可能となり、規定に忠実な運用がなされるならば価格の原状回復命令に近い効果が発揮できる。

三、価格の同調値上げに関する報告

政府案……売上げ三〇〇億円以上の商品で上位三社が70%以上のシェアを持ち、五%以上の市場占有率を持つ上位五社が、三ヶ月以内にトップ企業を含む二社が値上げを行つた場合、公取はその理由を報告させることができ、その概要を国会への年次報告に記する。

修正の論点……原価の公表に入れ変つたものである。高度寡占の規定を具体化してはいるが、本来ならばこれららの内容は四〇条の調査のための強制権限(職務を行うに必要な調査)で十分行える内容であり、四三条の必要な事項の公表権限

さらには、四四条の法律施行状況の国会への報告等によって既に公表の道が開かれている。高度寡占の同調値上げや公表措置が原価公表の性格に近いものであつたり、あるいは、値上げ理由に対して客観的な評価が含まれていれば一定の抑止効果は期待しうるが、この程度の内容では法律により込んだ意味がない。逆に、

又はトップメーカーが入らなかつたり、又は七〇%を少し下まわるなど、同調値上げの規定の一部でも外れればこの規定の発動は不能になり、同時に四〇条も適用できなくなるなどのマイナスがあり、公表も一年以上遅れる年次報告では意味が少ないなどの問題がある。さらに、この規定があえて設けられることにより、四〇条でできないことを四〇条の二におりこんだといつう四〇条の二の位置付けが法的に明確化してしまい、いわゆる四〇条の二の反対解釈によつて、四〇条の「職務の必要」という要件がおのずから制限される結果となる。これは、これまでの公取の強制調査の実績を違法としかねないものであり、独禁法運用上最も大切な調査権を大幅に制限する結果になる点などを追求し、削除を要求した。

修正内容……削除

修正結果……削除の結果四〇条がどの程度発動できるかの判断は公取が自ら行なうべきであり、(その是否は裁判所が決定する) 同調値上げについても職務上

必要があればケースごとに公取の判断によつてできることとなり、その意味で後退は防止され、ほぼ同様の措置が現行法でも可能となる。質疑を通じて積極的運用を約束させた。高度寡占対策としては本来ドイツの例のように、市場支配的事業者を市場占有率で規定し（社1/3、三社1/2、五社2/3）市場支配力によって値上げを行つた場合、その価格の引下げを行う等の抜本的措置の検討が必要であり（わが党の寡占価格規制法はほぼこれに近い）、今後の課題として残されている。

四、独占禁止状態の排除での協議

政府案……独占の状態を改めるために企業の営業の一部譲渡を行なう場合、審判開始前と審決前の二回関係主務大臣と協議する。

修正の論点……公取は二八条によつて行政等から独立して職権を行うと規定されており、又地方裁判所と同じ位置付けがなされている。独立権は「事実の認定を法的な判断」の双方で確保される必要がある。ところが協議は、例えは通産大臣の意見が公取の判断に影響を与えるといふところである。特に後の協議は裁判所で判決の前に判決内容を弁護士と相談するとの同じ意味を持つ。従つてこれが認められれば公取は、政府の産業政策や大企業政策の下に從属化し、公取の空洞化につながる根本的後退であるとして、

その削除を要求した。

修正内容……削除

修正効果……審決前の協議が削除されたことによって、独立という性格が維持されたが、公後公取が独禁法の運用を活発に行なうことによってその実質的権威の向上をはかり、又消費者運動との連帯などによって、さらにその効果を上げることが必要となる。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆）

政府は本法施行にあたり、今後、一般消費者の利益を確保し、国民経済の民主的で健全な発達を図るために、公正かつ自由な競争を促進することが益々重要であることにかんがみ、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、経済政策の運営における独占禁止政策の位置づけを明確にし、産業政策としての行政指導のあり方を再検討するとともに、行政指導にあたつては独占禁止法に低触する結果を招くことがないよう十分留意すること。

二、一般消費者の利益の保護と被害者の救済の充実を図るため、損害賠償請求権の裁判上の主張の制限、損害賠償請求訴訟の第一審裁判権、公正取引委員会の専属告発等について再検討するとともに、集團訴訟制度の導入についても検討すること。

第1. 石油製品のカルテル事件についての課徴金の試算

事件名	昭和49年(勧)第6号 石油元売業者12名に関する件
対象商品	揮発油、ナフサ、ジェット燃料油、灯油、軽油、A重油 B重油、C重油
実施期間	揮発油 昭和48年1月16日(値上げ実施日)から 昭和49年2月22日(審決日)まで403日間 売上げ その他 昭和48年1月1日(値上げ実施日)から 昭和49年2月22日(審決日)まで418日間

企業の区分	課徴金の額(試算)	備考	企業の区分	課徴金の額(試算)	備考
A社	5,202,620		H社	848,420	
B社	2,149,250		I社	685,580	
C社	2,147,670	過去3年間の経常利益率は不明	J社	499,910	
D社	2,147,350		K社	412,300	過去3年間の経常利益率は不明
E社	1,635,120		L社	281,150	同上
F社	1,299,150		合計	18,187,200	
G社	868,680				

- (注) 1. 課徴金の額の算定に必要な売上額、経常利益率等については、関係各社からの報告資料のほか、有価証券報告書総覽（大蔵省）会社総覧（日本経済新聞社）等を用いて推計した。
 2. 挥発油税等の関接税は、資料の関係で、経常利益率を算定する際の過去3年間の売上額には含まれているが、実行期間中の売上高には含まれていない。なお、実行期間中の売上額に間接税を含めた場合の課徴金の額は、試算額より約1割程度多い額になるものと推計される。
 3. 経常利益の不明のものについては、経常利益率の判明している対象企業（9社）の単純平均（1.82%）を用いて推計した。
 4. 実行期間は、一応便宜上、審決で認定している値上げの実施日から審決の日までの期間とした。なお、関係会社は、実行期間中に6回にわたるカルテル價格を改定しているが、これらは連続した1件のカルテルとして試算した。

も検討すること。

三、企業の集團化等による競争制限をはじめその弊害を除去するため、株式の相互持合い、系列融資、人的結合等について早急にその実態を把握し、必要な制限措置を検討すること。

四、課徴金は違法カルテルにより消費者等から取得した不当利得であることにかんがみ、国庫に納付された課徴金の消費者等に対する還元について検討すこと。

五、独占的状態の排除に関する公正取引委員会と主務大臣との間の協議については、公正取引委員会の職権行使の独立性が害されることがないよう運用す

六、寡占の競争制限の弊害について、その実態を明らかにすること。

七、独占禁止法に対する事業者の認識を深め、違反行為を根絶するため、啓蒙活動を活発化するとともに、独占禁止法を適切に運用し、違反行為の告発等も積極的に行うこと。

八、公正取引委員会の機構の拡充強化及び定員の増加について、速やかに必要な措置を講ずること。

九、政令の制定にあたつては、公正取引委員会の職務が円滑に行われるようその意見を十分尊重すること。

第2 昭和48、49年度におけるカルテル事件についての課徴金の試算

年度 事件名 値上げ日 審決日 実施期間 区分 企業区分	昭和48年度			昭和49年度		
	昭48(勧)第48号 コーテッド紙メーカーに対する件	昭49(勧)第8号 アルミ地金メーカーに対する件		昭49(勧)第31号 補修用自動車タイヤメーカーに対する件	昭49(勧)第40号 近畿地区的液体酸素メーカーに対する件	
	昭和48年3月21日	昭和48年12月1日		昭和49年1月1日	昭和49年6月1日	
	昭和48年12月26日	昭和49年3月12日		昭和49年9月17日	昭和49年11月14日	
	280日	102日		260日	167日	
	課徴金の額 (試算)	備考	課徴金の額 (試算)	備考	課徴金の額 (試算)	備考
A社	339,010		435,000		925,040	千円
B社	274,870		288,020		415,340	1,250
C社	120,160		267,370		241,060	1,130
D社	114,070		35,890	経常利益率は赤字	179,410	1,010
E社	90,610		13,000	同上	95,850	590
F社	68,070				84,350	260
G社	33,370				24,470	
H社	26,340					
I社	16,830	経常利益率は赤字				
合計	1,083,330		1,039,280		1,965,520	4,240
売上	958億円		1兆1,087億円		1兆3,471億円	2億8,300万円

- (注) 1. 課徴金の額の算定に必要な売上額、経常利益率等については、関係各社からの報告資料のほか、有価証券報告書総覧(大蔵省)、会社総覧(日本経済新聞社)等を用いて推計した。
 2. 経営利益率の不明なもの(補修用自動車タイヤメーカーのC社及びF社)については、経常利益率の判明している対象企業(5社)の単純平均が3%を超えていたため、基準率を用いて推計した。
 3. 実行期間は、一応便宜上、審決で認定している値上げの実施日から審決の日までの期間とした。

第3. 市場占有率1社1/2又は2社3/4以上の事業分野(年間出荷額500億円以上)(暫定)

(単位 億円)

事業分野	生産品目	出荷額	主要企業			備考
			企業名	企業名	企業名	
ビル製造業	ビル	(7,382)	麒麟麦酒	サッポロビール	朝日麦酒	
ウィスキー製造業	ウィスキー	※1,339	サントリ	ニッカウヰスキー	三楽オーラン	
化学調味料製造業	グルタミン酸ソーダ 複合化学調味料	※561	味の素	旭化成工業	武田薬品工業	
写真フィルム製造業	写真フィルム	1,029	富士写真フィルム	小西六写真工業		
板ガラス製造業	普通板ガラス 変り板ガラス みがき板ガラス 合せ板ガラス 強化ガラス	2,460	旭硝子	日本板硝子	セントラル硝子	
プリキ製造業	○プリキ	※946	新日本製鉄	東洋鋼鉢	日本钢管	
缶詰用かん製造業	缶詰用かん	※782	東洋製缶	大和製缶	北海製缶	
ボイラー製造業	ボイラ	☆963	三菱重工業	石川島播磨重工業	川崎重工業	
ピアノ製造業	ピアノ	584	日本楽器	河合楽器	森興業	
腕時計製造業	腕時計・懐中時計	1,252	第二精工舎	シチズン時計	オリエント時計	

- (注) 1. 出荷額は48年もの。但し、※は46年のもの。☆は48年の生産額。また()は48年の出荷額の推計値。「生産動態統計」等の各種官庁統計等による。
 2. ○印は、1社1/2には満たないが2社3/4を超えるものである。

第4. 3社70%以上の品目(年間出荷額300億円以上)

品目名	3社累積集中度(%)	品目名	3社累積集中度(%)	品目名	3社累積集中度(%)	品目名	3社累積集中度(%)
(食品製造業)		19 写真フィルム	100.0	(非鉄金属製造業)	55 データ端末装置	84.3	
1 粉 乳	80.8	20 写真印画紙	88.7	37 アルミナ	56 ブラウン管	89.8	
2 グルタミン酸ソーダ	84.3	(石炭・石油製品製造業)	38 アルミニウム地金	72.0	57 リレー	74.0	
3 マヨネーズ	98.7	21 コークス	82.1	(金属製品製造業)	58 テレビジョン用チューナー	83.2	
4 チューリング	5.8	(ゴム製品製造業)	39 缶詰用かん	90.8	59 蓄電池	79.9	
5 インスタンコヒー	97.7	22 自動車タイヤチューブ	78.9	40 電気溶接棒	79.6	(輸送用機械器具製造業)	
6 ピール	94.7	(窯業・土石製品製造業)		(一般機械器具製造業)	60 普通乗用車	100.0	
7 ウィスキード	97.8	23 普通板ガラス	100.0	41 ボイラ-	84.1	61 小型乗用車	90.0
8 バタード	72.0	24 変り板ガラス	100.0	42 タービン	76.0	62 軽乗用車	70.6
9 チーズ	73.7	25 みがき板ガラス	100.0	43 トランクタ	80.9	63 小型トラック	82.5
(バルブ・紙製造業)		26 強化ガラス	96.1	44 電動工具	84.9	64 軽トラック	71.6
10 溶解バルブ	92.1	27 階段線管用ガラスバルブ	98.1	45 エレベーター	74.9	65 二輪自動車(125cc以下)	94.9
11 新聞用紙	71.1	28 人造黒鉛電極	71.3	46 ベアリング	75.7	66 " (125cc超)	89.6
(出版・印刷業)		(鉄鋼業)		(電気機械器具製造業)	67 放熱器	81.7	
12 全国紙	72.5	29 鋸	73.5	47 充電発電機	92.2	68 ショックアブソーバー	85.2
(化学工業)		30 線	70.6	48 電子レンジ	73.6	69 クラッチ装置	99.0
13 酸化チタン	77.8	31 厚中板	71.8	49 蟻光ランプ	81.6	70 電車	71.0
14 アクリロニトリル	70.9	32 広巾帶鋼	81.9	50 自動交換機	79.2	71 フォークリフトトラック	72.8
15 カプロラクタム	83.9	33 帯鋼	80.2	51 印刷電信装置	70.2	(精密機械・その他)	
16 合成ゴム	74.4	34 冷延広巾帶鋼	71.7	52 搬送装置	93.3	72 腕時計	97.9
17 ポリエステル短纖維	73.1	35 ブリキ	90.9	53 外部記憶装置	78.5	73 ピアナノ	90.4
18 歯磨	93.2	36 鋸	86.1	54 入出力装置	74.6	74 魔法びん	79.0

(注) 集中度は、47年の生産集中度である。(公取調査による)

第五 独占禁止法第七条のその他排除措置の主要な具体例

独占禁止法第七条に規定する排除措置のうち、第三条(私的独占又は不当な取引制限の禁止)違反事件に係るもので、違反行為の差止以外に講じた排除措置の主要な具体例は次の通りである。

一、第三条前段(私的独占)違反事件

(1) 将来の違反行為の禁止又は防止

(例) 東洋製罐㈱は、今後、同社と北海製罐㈱が合併するとの基本的諒解を前提として、北海製罐㈱の事業活動に干渉してはならない。(昭四七・九・一八 東洋製罐㈱に対する件、ほか三件)

(2) 株式の処分

(例) 東洋製罐㈱は学校法人東洋食品工業短期大学および財団法人東洋食品研究所の名義で所有している北海製罐㈱の株式のうち一二〇万株をこえる部分を処分しなければならない。(昭四七・九・一八 東洋製罐㈱に対する件、ほか一件)

(3) 第三条後段(不当な取引制限)違反事件

(1) 取引先及び需要者への周知徹底

(例) 次の事項を取引先及び需要者に周知徹底させなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならぬ。(①価格協定を破棄したこと、②今後共同して、販売価格を決定せず、各社がそれぞれ自主的に決める旨)(審決例多数)

(2) 販売価格、生産数量等の報告

(例) 生産数量並びに取引先別の販売数量及び販売価格を公正取引委員会の指示するところに従い、今後一年間、公正取引委員会に報告しなければならない。(審決例多数)

(3) 将來の違反行為の禁止

(例) 今後、共同して販売価格を決定してはならない。(審決例若干数)

(4) 談合のための機関の廃止

(例) 建設業者からの価格等の問合せの内容を報告し合い、あらかじめ定めた各社の受注割合等に基づいて受注予定者を決定すること及び販売価格を設定すること等を定めた「RCセグメントメーカー会規約」を破棄するとともに、RC会を廃止しなければならない。(昭五〇・三・二五 コンクリートセグメント製造業者六名に対する件、ほか若干数)

(5) 事業者団体の解散

(例) 六社全員をもつて構成する酢酸エチル協会を解散するため、すみやかに必要な措置をとらなければならない。(昭四八・一〇・一八 酢酸エチル製造業者六名に対する件)

(6) 株式の処分

(例) 五社は、その所有する製氷販売㈱の株式を処分しなければならない。(昭三二・七・一八 製氷冷蔵業者五名に対する件、ほか一件)

(7) 価格表の回収、廃棄

(例) 価格協定に基づいて作成した価格表を回収しなければならない。(昭四八・一・二一 ガラス繊維製造業者四名に対する件)

する件、ほか若干数)

・一八 酢酸エチル製造業者六名に対する

第6. 独占禁止法第40条に基づく調査の事例

調査名(カッコ内は調査開始年月)	調査の項目
1. 管理価格調査 ① バター(41年10月) ② 家庭用合成洗浄(41年10月) ③ 合成石炭酸(46年11月) ④ 手編毛糸(47年1月) ⑤ 鋳鉄管(47年5月) ⑥ 蛍光放電管(47年6月)	生産・販売・生産能力の推移、設備投資、研究開発費、出荷価格の推移、原価の状況、取引先との関係、取引状況など
2. 家電製品二重価格表示実態調査 (45年11月)	リペート、マージン、価格構成等
3. 再販売価格維持契約の実施状況に関する調査(46年5月)	会社の概要、価格体系、リペート、現品添付、部門別損益計算、再販附随行為(店会組織、一店一帳合制、責任販売高制、テリトリー制)
4. 買占め、売借しみ調査(48年3月) 大豆、木材、生糸、綿糸、羊毛、もち米	会社の概況、商品の取引状況(仕入数量、仕入金額、売上数量、売上金額、期末在庫)
5. 紙の価格形成に関する実態調査(49年3月)	品目別の生産・販売・在庫数量、原価(主原料購入価格)、品目別の原価明細、3ヵ月後の製造原価および生産量の予想値)決算状況
6. 第二次商社調査(49年4月) (商社の取引先に対しては、49年6月に調査開始。)	事業の概要、投資先会社数、投資先会社の状況、企業集団メンバーについての株式所有状況
7. 原油の購入価格等に関する調査(49年10月)	主要な原油の購入価格

(例) 各社は、今後、ばらセメントの販売価格に「いての団体交渉の禁止」の者との共同して、生コンクリート製造業者の団体と交渉を行なつてはならない。
(昭四八・一二・二六 セメント製造業者八名に対する件、ほか一件)
(9) 供給妨害の禁止|| (例) 今後、特定商社以外を通じての酢酸エチルの供給を妨害してはならない。 (昭四八・一〇)

10 価格の再交渉 II (例) 取引先別に販売価格をすみやかに交渉のうえ決めなければならない。(昭四八・一二・二六) コーテッド紙製造業者九名に対する件、ほか一件)

(1) 措置の事後報告 II (例) 審決に従つてとった措置を、すみやかに、公正取引委員会に報告しなければならない。(審決例多数)

第7. 規制基準を超えて株式を所有している会社（暫定） （第13参照）

1. 改正案(49年9月期)

2. 公取試案(49年3月期)

(単位:億円)					
会社名	資本金	純資産	株式所有額	基準額を超える株式所有額	(総合商社)
(総合商社)					14. 三井東圧
1. 三菱商事	349	963	1,348	385	15. 川崎汽船
2. 三井物産	333	1,059	1,685	626	16. 東京急行電鉄
3. 丸紅	305	617	1,556	939	17. 住友電工
4. 伊藤忠	349	834	1,455	621	18. 三菱鉱業セメント
5. 住友商事	157	458	599	141	19. 名古屋鐵道
6. 日商岩井	173	376	665	289	20. 古河電工
7. 日綿実業	100	245	361	116	21. 丸善石油
8. トーメン	100	249	344	95	22. 三菱レーヨン
9. 安宅産業	100	201	593	392	23. クラレ
小計(9社)	1,966	5,002	8,606	3,604	24. 鐘紡
(事業会社)					25. 日本軽金属
1. 大阪商船三井船舶	304	356	406	50	26. 住友重機
2. 日本郵船	301	374	399	25	27. 三菱油化
3. 川崎汽船	203	227	248	21	28. 大洋漁業
4. 丸善石油	164	154	242	78	29. 住友金属鉱山
5. 山下新日本汽船	121	152	180	28	30. 山下新日本汽船
6. 東京急行電鉄	184	283	290	7	31. 三菱ガス化学
小計(6社)	1,277	1,546	1,765	209	32. 電気化学工業
合計(15社)	3,243	6,548	10,371	3,813	33. 日本セメント
					34. 同和鉱業
					35. 間組
					36. 大協石油
					37. 昭和石油
					38. 東食

(注) 1. 有価証券報告書総覧による。
2. 基準超過株式額の算定に当っては、適用除外となる株式は考慮していない。

第8 企業集団（社長会メンバー企業）における株式の持合い状況

(単位：%)

	三菱 グループ	三井 グループ	住友 グループ	芙蓉 グループ	第1勧銀 グループ	三和 グループ	平均 (加重平均)
昭和41年3月末	16.8	8.9	22.7	8.2	14.6	10.3	12.9
昭和46年3月末	27.6	14.3	24.7	13.1	20.5	14.1	18.8
昭和49年3月末	30.6	17.4	27.9	17.4	19.2	16.0	21.2
(参考) 社長会名	金曜会	二木会	白水会	芙蓉会 (富士銀行系)	古河三水会 旧勧銀社長会	三水会	

(注) 1. 公正取引委事務局「総合商社に関する第2回調査報告」による。

2. 上記の数値は次の計算式によって求めたものである。

(各企業集団の社長会メンバーが所有している同じ社長会のメンバー企業の株式の数の合計) × 100
(各企業集団の社長会メンバー企業の総発行済株式数の合計)

3. 生命保険相互会社及び資本金20億円以下の企業を除く。

一九七五・六・一九

金属鉱業等年金基金の行 う給付に関する構想(案)

日本社会党政政策審議会
金属鉱業対策特別委員会

その通算される過去勤務期間一年に
つき三千円を減じた額とする。

(4) 坑内員老齢年金は、受給権者の坑
内員期間の増加に応じて毎年その額
を改定する。

(5) 坑内員老齢年金を受ける権利は、
受給権者が坑外員老齢年金を選択し
たときは、消滅する。

(6) 坑外員老齢年金は、受給権者が坑
内員未満であるときは、五五歳に達
するまでは、その支給を停止する。

一、給付通則

(一) 給付の種類
基金が支給する給付は、次のとおり

とする。

① 老齢年金 (坑内員老齢年金、坑外
員老齢年金)

② 遺族年金

(二) 裁定

給付を受ける権利は、その権利を有
する者（以下「受給権者」という。）

の請求に基づいて、基金が裁定する。

（三）併給の調整

坑内員老齢年金及び坑外員老齢年金
の受給権者には、その者の選択により
その一を支給する。

（四）その他

給付の支給期日及び支払期日、給付
制限等については、厚生年金保険法に
よる。

(1) 坑内員老齢年金
（2）坑内員老齢年金は、坑内員又は坑
内員であった者が次のいずれかに該
当する場合に、その者が死亡するままで
支給する。

(2) 坑外員老齢年金
（3）坑外員老齢年金は、受給権者が坑
内員期間と坑外員期間とを合算した期
間（過去勤務期間）を最高一五年を
限度（基金発足の日において五五歳
を超える者にあっては最高一八年を
限度）として通算するものとする。

(注) 右の結果、坑内員老齢年金を受
けるには基金発足後の坑内員期間
が最低五年（基金発足の日におい
て五五歳を超える者にあっては最
低二年）は必要ということになる。

(3) 坑内員老齢年金の額は、一二万円
(坑内員期間が二〇年を超えるとき
は、その超える年数一年につき六千
円を加えた金額)とする。ただし、
過去勤務期間を有する者については

坑内員老齢年金は、坑内員又は坑
内員であった者が次のいずれかに該
当する場合に、その者が死亡するま
で支給する。

(4) 坑内員老齢年金は、受給権者が坑
内員期間と坑外員期間とを合算し
た期間が二〇年以上である坑内員又は
坑外員が六〇歳（女子たる坑外員にあ
つては五五歳）に達したとき、又は
坑内員若しくは坑外員が六〇歳（女
子たる坑外員にあっては五五歳）に
達した後に坑外員期間が二〇年又は
坑外員期間と坑内員期間とを合算し
た期間が二〇年に至ったとき。

(2) 右の坑外員老齢年金の受給資格期間

間の計算上、基金発足前の坑外員期

間又は坑内員期間（過去勤務期間）

の取扱については、坑内員老齢年金

の場合と同様とする。

(3) 坑外員老齢年金の額は、八万四千

円（坑外員期間又は坑内員期間と坑

外員期間とを合算した期間が、二〇〇

年を超えるときは一年につき四千二

百円を加えた金額）とする。ただし

過去勤務期間を有する者については

通算される過去勤務期間一年につき

一千百円を減じた額とする。

(4) 坑外員老齢年金は、受給権者の坑

外員期間又は坑内員期間と坑外員期

間とを合算した期間の増加に応じて

毎年その額を改定する。

(5) 坑外員老齢年金を受ける権利は、

受給権者が坑内員老齢年金を選択し

たときは、消滅する。

(6) 坑外員老齢年金は、受給権者が六

〇歳（女子たる受給権者にあっては

五十五歳）に達するまで、その支給を

停止する。

三、遺族年金

(1) 坑内員期間若しくは坑外員期間又

はこれらの期間を合算した期間が二

〇年以上である者が死亡した場合

（五〇歳に達するまでの間に坑内員

又は坑外員でなくなった者がその後

再び五〇歳以後に坑内員又は坑外員

となることなく死亡した場合を除く。）

には、その遺族に対し、遺族年金を

支給する。

（付）老齢年金の受給資格期間を満た

している者の遺族に限り、遺族年

金の支給対象とした。

(2) 右の遺族年金の受給資格期間の計

算上、死亡した者に係る基金発足前

の坑内員期間又は坑外員期間（過去

勤務期間）の取扱については、老齢

年金の額は、死亡した者の受

け、又は受けることのできる坑内員

老齢年金又は坑外員老齢年金の額の

二分の一に相当する金額とする。

一九七五・六・一〇

金属鉱業等年金基金法案

日本社会党政策審議会
金属鉱業対策特別委員会

年金の場合と同様とする。

(3) 遺族年金を受ける遺族の範囲及び

順位は、厚生年金保険法による遺族

年金を受ける遺族の範囲及び順位の

例による。

(4) 遺族年金の額は、死亡した者の受

け、又は受けることのできる坑内員

老齢年金又は坑外員老齢年金の額の

二分の一に相当する金額とする。

（定款）

第三章 管理

第八条 基金は、定款をもって次に掲げ

る事項を定めなければならない。

一、事務所の所在地

二、会員に関する事項

三、総会に関する事項

四、役員に関する事項

五、運営審議会に関する事項

六、事業に関する事項

七、掛金に関する事項

八、その他組織及び業務に関する重要な

事項

（名称の使用制限）

第一条 金属鉱業等年金基金は、金属鉱

業等の労働者の老齢又は死亡について

必要な給付を行つことにより、当該労

働者及びその遺族の生活の安定と福祉

の向上に寄与することを目的とする。

（法人格）

第二条 金属鉱業等年金基金（以下「基

金」という。）は、法人とする。

（登記）

第三条 基金は、政令の定めるところに

より、登記しなければならない。

2. 前項の規定により登記しなければな

らない事項は、登記の後でなければ、

これをもって第三者に対抗することが

通じて一個の基金を設立しなければな

らない。

（会員）

第七条 前条に規定する事業主は、当然、

基金の会員となる。

第三章 管理

第八条 基金は、定款をもって次に掲げ

る事項を定めなければならない。

一、事務所の所在地

二、会員に関する事項

三、総会に関する事項

四、役員に関する事項

五、運営審議会に関する事項

六、事業に関する事項

七、掛金に関する事項

八、その他組織及び業務に関する重要な

事項

（名称の使用制限）

第四条 基金でない者は、金属鉱業等年

金基金という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第五条 民法（明治二十九年法律第八十

九号）第四十四条及び第五十条の規定

は、基金について準用する。

（設立）

第六条 金属鉱業等（石炭、亜炭、石油

及び可燃性天然ガスを目的とする鉱業

事業場（厚生年金保険の適用事業所

でないものを除く。）の事業主は、こ

の法律の定めるところにより、全国を

補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5. 監事は、理事又は基金の職員と兼ねることができない。

(役員の職務)

第十条 理事長は、基金を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

2. 基金の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数により決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

3. 監事は、基金の業務を監査する。

4. 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が基金を代表する。

(役員及び職員の公務員たる性質)
第十一條 基金の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(総会)
第十二条 総会は、理事長が招集する。総会員の三分の一以上の者が会議に議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して総会の招集を請求したときは、理事長は、その請求あった日から二十日以内に総会を招集しなければならない。

2. 総会に議長を置く。議長は、理事長をもって充てる。

3. 前二項に規定するものほか、総会の招集、議事の手続その他総代会に関し必要な事項は、政令で定める。

(運営審議会)

第十三条 次に掲げる事項は、総会の議必要な事項は、政令で定める。

(運営審議会)

第十四条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一、定款の変更

二、毎事業年度の予算

三、毎事業年度の事業報告及び決算

四、その他定款で定める事項

2. 理事長は、総会が成立しないとき、又は理事長において総会を招集する暇がないと認めるときは、総会の議決を経なければならない事項で臨時急施を要するものを処分することができる。

3. 理事長は、前項の規定による処置について、次の総会においてこれを報告し、その承認を求めなければならぬ。

4. 理事長は、前項の規定による処置について、次の総会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

5. 委員は、基金の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから選ばなければならない。

6. 委員の任期は、二年とする。ただし定款で別段の定めをしたときは、この限りでない。

第四章 基金の行う事業

(基金の行う給付)
第十五条 基金は、監事に対し、基金の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。

(総代会)

第十六条 基金は、第一条の目的を達成するため、金属鉱業等を行う事業場において会員に使用される厚生年金の被保険者(第四種被保険者を除く。)たる労働者(以下「金属鉱業等労働者」という。)の老齢又は死亡について、年金たる給付を行うものとする。

2. 総代は、政令の定めるところにより会員のうちから選舉する。

3. 総代の任期は二年とする。ただし、補欠の総代の任期は、前任者の残任期間とする。

4. 前三項に規定するもののほか、総代会の招集、議事の手続その他総代会に關し必要な事項は、政令で定める。

5. 権利は、その権利を有する者(以下「受給権者」という。)の請求に基づいて基金が裁定する。

(準用規定)

第十七条 基金が支給する給付を受ける権利は、その権利を有する者(以下「受給権者」という。)の請求に基づいて基金が裁定する。

第十八条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第三十七条、第四十条の二及び第四十一条第一項の規定は、基金が支給する給付について準用する。この場合において、同法第四十条の二中「社会保険庁長官」とあるのは「基金」と、同法第四十一条第一項中「老齢年金、通算老齢年金又は脱退手当金」とあるのは「基金が支給する給付」と、それぞれ読み替えるものとする。

第十九条 基金は、事業に要する費用に充てるため、掛金を徴収する。

2. 会員は、政令の定めるところにより掛金を負担し、及び納付する義務を負う。

3. 掛金の額は、基金が支給する給付に要する費用の予想額並びに予定運用収入の額及び国の補助の額に照らし、厚生省令の定めるところにより、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるように計算されたものでなければならず、かつ、少なくとも五年ごとに定めなければならない。

この基準に従つて再計算されなければならぬ。

(国の補助)

第二十一条 国は、毎年度、政令の定めるところにより、基金が支給する給付に要する費用の一部を補助するものとする。

(準用規定)
第二十二条 厚生年金保険法第八十三条

(第一項を除く。)及び第八十五条の規定は掛金について、同法第八十六条(第三項を除く。)、第八十七条(第六項を除く。)、第八十八条及び第八十九条の規定は、掛金その他この法律の規定による徴収金について準用する。

この場合において、同法第八十三条第二項及び第三項、第八十六条第一項、第二項及び第五項並びに第八十七条第一項中「社会保険長官」とあり、並びに同法第八十六条第六項中「厚生大臣」とあると「基金」と、同法第八十五条第三号中「被保険者」とあるのは「金属鉱業等労働者」と、同法第八十六条第一項、第四項及び第五項中「第八十五条」とあるのは「第二十一中前条第二項」とあるのは「第二十一条において準用する厚生年金保険法第一条において準用する厚生年金保険法第八十六条第二項」と、それぞれ読み替えるものとする。

2. 基金は、前項において準用する厚生年金保険法第八十六条第五項の規定により國税滞納処分の例により処分をし

ようとするときは、厚生大臣の認可を受ければならない。

第六章 財務及び会計

第二十二条 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終まる。

(事業年度)
(予算)

第二十三条 基金は、毎事業年度、予算を作成し、事業年度開始前に厚生大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

(決算)

第二十四条 基金は、毎事業年度、当該事業年度終了後三月以内に、厚生省令の定めるところにより、財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の業務報告書を作成し、監事の意見書を添付し、厚生大臣に提出してその承認を受けなければならない。

(借入金の制限)

第二十五条 基金は、借入金をしてはならない。ただし、基金の目的を達成するため必要な場合において、厚生大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(責任準備金の積立て)

第二十六条 基金は、政令の定めるところにより、基金の支給する給付に充るべき積立金を積み立てなければならぬ。

第二十七条 基金の業務上の余裕金の運用は、政令の定めるところにより、安全かつ効率的にしなければならない。

(資金の運用)

第二十八条 この法律に規定するもののほか、基金の財務及び会計に関する必要な事項は、厚生省令で定める。

(省令への委任)

第二十九条 基金は、厚生省令で定めるところにより、その業務についての報告書を厚生大臣に提出しなければならない。

(報告書の提出)
(第七章 監督)

第三十条 厚生大臣は、基金について、必要があると認めるときは、その業務の状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして基金の事務所に立ち入って関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。

2. 前項の規定によって質問及び検査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときはこれを呈示しなければならない。

3. 第一項の規定による権限は、犯罪検査のために認められたものと解してはならない。

4. 基金が前項の命令に違反したときは厚生大臣は、同項の命令に係る役員を解任することができる。

5. 厚生大臣は、前項の規定による处分をするときは、当該役員に対して弁明をするべき日時、場所及び当該処分を弁明すべき理由を通知しなければならない。この機会を与えないなければならない。

の管理若しくは執行が法令、定款若しくは厚生大臣の处分に違反していると認めるとき、基金の業務の管理若しくは執行が著しく適正を仄くと認めるとき、又は基金の役員がその業務の管理若しくは執行を明らかに怠っていると認めるとき、基金の業務の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、期間を定めて、基金又はその役員に対し、その業務の管理又は執行について違反の是正又は改善のため必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

2. 厚生大臣は、基金の業務の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、期間を定めて、基金に対し、その定款の変更を命ずることができる。

3. 基金若しくはその役員が第一項の命令に違反したときは、厚生大臣は、基金に対し、期間を定めて、当該違反に係る役員の全部又は一部の解任を命ずることができる。

4. 基金が前項の命令に違反したときは厚生大臣は、同項の命令に係る役員を解任することができる。

5. 厚生大臣は、前項の規定による处分をするときは、当該役員に対して弁明をするべき日時、場所及び当該処分を弁明すべき理由を通知しなければならない。この機会を与えないなければならない。

第三十一条 厚生大臣は、前条の規定により報告書を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において、基金の業務

(不服申立て)

第三十二条 基金は、政令の定めるところにより、基金の支給する給付に充るべき積立金を積み立てなければならぬ。

(第八章 権則)

(不服申立て)

第三十二条 基金が支給する給付に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官に対し審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に對して再審査請求をすることができる。

2. 第十八条において準用する厚生年金保険法第四十条の二の規定による処分に不服がある者は、社会保険審査会に對して審査請求をすることができる。

3. 厚生年金保険法第九十条第二項及び第三項並びに第九十一条の二の規定は前二項の審査請求及び再審査請求について、同法第九十一条の三の規定は前二項に規定する処分の取消しの訴えについて準用する。

(時効)
第三十三条 掛金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は二年を経過したとき、基金が支給する給付を受ける権利は五年を経過したときは時効によって消滅する。掛金その他この法律の規定による徴収金の納入の告知又は第二十一条において準用する厚生年金保険法第八十六条第一項の規定による督促は、民法第五百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(届出等)
第三十四条 会員は、厚生省令の定めるととにより、金属鉱業等労働者に關する厚生年金保険法第十八条第一項の規定による確認につき同法第二十九条第一

項の規定による通知があつた事項その他の厚生省令で定める事項を基金に届け出なければならない。

2. 金属鉱業等労働者は、厚生省令の定めることにより、厚生省令で定める事項を基金に届け出なければならない。

3. 受給権者は、厚生省令で定めるところにより、厚生省令で定める事項を基金に届け出なければならない。

4. 受給権者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十一年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を基金に届け出なければならない。

5. 受給権者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十一年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を基金に届け出なければならない。

6. 受給権者は、厚生省令で定めるところにより、厚生省令で定める事項を基金に届け出なければならない。

7. 受給権者は、厚生省令で定めるところにより、厚生省令で定める事項を基金に届け出なければならない。

8. 受給権者は、厚生省令で定めるところにより、厚生省令で定める事項を基金に届け出なければならない。

9. 受給権者は、厚生省令で定めるところにより、厚生省令で定める事項を基金に届け出なければならない。

10. 受給権者は、厚生省令で定めるところにより、厚生省令で定める事項を基金に届け出なければならない。

11. 受給権者は、厚生省令で定めるところにより、厚生省令で定める事項を基金に届け出なければならない。

12. 受給権者は、厚生省令で定めるところにより、厚生省令で定める事項を基金に届け出なければならない。

13. 受給権者は、厚生省令で定めるところにより、厚生省令で定める事項を基金に届け出なければならない。

14. 受給権者は、厚生省令で定めるところにより、厚生省令で定める事項を基金に届け出なければならない。

15. 受給権者は、厚生省令で定めるところにより、厚生省令で定める事項を基金に届け出なければならない。

16. 受給権者は、厚生省令で定めるところにより、厚生省令で定める事項を基金に届け出なければならない。

17. 受給権者は、厚生省令で定めるところにより、厚生省令で定める事項を基金に届け出なければならない。

18. 受給権者は、厚生省令で定めるところにより、厚生省令で定める事項を基金に届け出なければならない。

19. 受給権者は、厚生省令で定めるところにより、厚生省令で定める事項を基金に届け出なければならない。

20. 受給権者は、厚生省令で定めるところにより、厚生省令で定める事項を基金に届け出なければならない。

21. 受給権者は、厚生省令で定めるところにより、厚生省令で定める事項を基金に届け出なければならない。

22. 受給権者は、厚生省令で定めるところにより、厚生省令で定める事項を基金に届け出なければならない。

23. 受給権者は、厚生省令で定めるところにより、厚生省令で定める事項を基金に届け出なければならない。

役又は三万円以下の罰金に処する。

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をする場合には、その違反行為を

違反して、届出をしないとき。

2. 金属鉱業等労働者は、厚生省令の定めたところにより、厚生省令で定める

事項を基金に届け出、又は会員に申し出なければならない。

3. 受給権者は、厚生省令で定めるところにより、厚生省令で定める事項を基金に届け出なければならない。

4. 受給権者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十一年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を基金に届け出なければならない。

5. 受給権者は、厚生省令で定めるところにより、厚生省令で定める事項を基金に届け出なければならない。

6. 受給権者は、厚生省令で定めるところにより、厚生省令で定める事項を基金に届け出なければならない。

7. 受給権者は、厚生省令で定めるところにより、厚生省令で定める事項を基金に届け出なければならない。

8. 受給権者は、厚生省令で定めるところにより、厚生省令で定める事項を基金に届け出なければならない。

9. 受給権者は、厚生省令で定めるところにより、厚生省令で定める事項を基金に届け出なければならない。

10. 受給権者は、厚生省令で定めるところにより、厚生省令で定める事項を基金に届け出なければならない。

11. 受給権者は、厚生省令で定めるところにより、厚生省令で定める事項を基金に届け出なければならない。

12. 受給権者は、厚生省令で定めるところにより、厚生省令で定める事項を基金に届け出なければならない。

13. 受給権者は、厚生省令で定めるところにより、厚生省令で定める事項を基金に届け出なければならない。

14. 受給権者は、厚生省令で定めるところにより、厚生省令で定める事項を基金に届け出なければならない。

15. 受給権者は、厚生省令で定めるところにより、厚生省令で定める事項を基金に届け出なければならない。

16. 受給権者は、厚生省令で定めるところにより、厚生省令で定める事項を基金に届け出なければならない。

17. 受給権者は、厚生省令で定めるところにより、厚生省令で定める事項を基金に届け出なければならない。

18. 受給権者は、厚生省令で定めるところにより、厚生省令で定める事項を基金に届け出なければならない。

19. 受給権者は、厚生省令で定めるところにより、厚生省令で定める事項を基金に届け出なければならない。

20. 受給権者は、厚生省令で定めるところにより、厚生省令で定める事項を基金に届け出なければならない。

三、戸籍法の規定による死亡の届出義務者が、第三十四条第四項の規定に違反して、届出をしないとき。

第四十一条 第四条の規定に違反して、金屬鉱業等年金基金という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(基金の設立に関する経過措置)

第二条 基金を設立するに当たっては、三十人以上の設立委員会、第六条に規定する事業主の半数以上の者において互選しなければならない。

2. 設立委員会は、この法律の施行の日から五ヶ月以内に、基金の定款を作成し、設立総会の議決を経て、当該定款について厚生大臣の認可を受けなければならない。

3. 厚生大臣は、前項の認可をしようとするときは、通商産業大臣に協議しなければならない。

4. 設立委員会が設立総会を招集しようとするときは、その日時及び場所並びに会議の目的となる事項を、開会の日の前日から起算して前十四日目に当る日が終まるまでに、会員となるべき者に書面で通知するとともに、厚生大臣に報告しなければならない。

5. 設立総会においては、会員となるべき者は、各一個の議決権及び選挙権を

有する。

6. 設立総会の議決は、会員となるべき者の二分の一以上が出席し、その出席者の三分の二以上の多数によらなければならぬ。
7. 設立総会においては、設立委員の作成した定款を修正することができる。
8. 設立総会は、第九条に規定する役員となるべき者を、会員となるべき者（法人にあっては、その代表者とする以下この項において同じ。）のうちから選任しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、会員となるべき者以外の者から選任することを妨げない。
9. 前項の規定により選任された理事となるべき者は、第九条第三項に規定する理事長となるべき者を互選しなければならない。
10. 設立委員は、第二項の認可があつたときは、遅滞なく、その事務を前項の規定により互選された理事長となるべき者に引き継がなければならない。
11. 第九条の規定により互選された理事長となるべき者は、前項の規定により事務を引き継いだときは、遅滞なく、政令の定めるところにより、基金の主たる事務所において設立の登記をしなければならない。
12. 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。
13. 前各項に規定するもののほか、基金

の設立に関し必要な事項は、政令で定める。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に金属鉱業等年金基金という名称を用いている者については、第四条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(最初の事業年度の特例)

第四条 基金の最初の事業年度は、第十二条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和五十一年三月三十一日に終わるものとする。

第五条 基金の最初の事業年度の予算については、第一十三条の規定にかかわらず、設立委員が作成し、厚生大臣の認可を受けなければならない。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正)

第六条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第百三十八号の八）を「第六十二号の九」に改め

る。

第七条 地方税法（昭和二十五年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

(地方税法の一部改正)

第八条 地方税法（昭和二十五年法律第百二十六号）の一部を次のように改

正する。

第九条 第二項中「石炭鉱業等年金基金法第三十二条第一項」の下に「金属鉱業等年金基金法第三十二条第一項」を加える。

第十条 第二項中「並びに石炭鉱業等年金基金」を「石炭鉱業等年金基金並びに金属鉱業等年金基金」に、「並びに石炭鉱業等年金基金法第十六条第一項」を「石炭鉱業等年金基金法第十六条第一項」に改め、「坑外員」の下に「並びに金属鉱業等年金基金法第十六条第一項」に規定する金属鉱業等労働者」を加える。

第十二条 第二項中「若しくは石炭

十一号の八までを一號ずつ繰り下げ、第六十二号の三の次に次の一号を加える。

六十二号の四 金属鉱業等年金基金の定款又はその変更を認可し、これに對しその事業の状況に関する報告をさせ、その状況を検査し、その他監督必要な命令又は処分をすること。

第十四条の二 第六号の次に次の一号を加える。

六の二 金属鉱業等年金基金を指導監督すること。

第三十六条の四中「第六十二号の五」を「第六十二号の六」に、「第六十二号の八」を「第六十二号の九」に改め

る。

第十九条中「石炭鉱業等年金基金法第三十三条第一項」の下に「金属鉱業等年金基金法第三十二条第一項」を加え、「及び石炭鉱業等年金基金」を加える。

第二十条 地方税法（昭和二十二年法律第百三十八号）の一部を次のように改

正する。

第二十一条 第二項中「並びに石炭鉱業等年金基金」の下に「金属鉱業等年金基金」を加える。

第二十二条 第二項中「並びに石炭鉱業等年金基金」に、「並びに石炭鉱業等年金基金法第十六条第一項」を「石炭鉱業等年金基金法第十六条第一項」に改め、「坑外員」の下に「並びに金属鉱業等年金基金法第十六条第一項」に規定する金属鉱業等労働者」を加える。

第二十三条 第二項中「若しくは石炭

鉱業等年金基金法第三十二条第一項」を「石炭鉱業等年金基金法第三十二条第一項」に改め、「石炭鉱業等年金基金法第三十二条第一項」を「石炭

鉱業等年金基金法第三十二条第一項」を「石炭鉱業等年金基金法第三十二条第一項」に改め、「石炭鉱業等年金基金法第三十二条第一項」を「石炭

鉱業等年金基金法第三十二条第一項」を「石炭鉱業等年金基金法第三十二条第一項」に改め、「石炭鉱業等年金基金法第三十二条第一項」を「石炭

鉱業等年金基金法第三十二条第一項」を「石炭鉱業等年金基金法第三十二条第一項」に改め、「石炭鉱業等年金基金法第三十二条第一項」を「石炭

鉱業等年金基金法第三十二条第一項」を「石炭

三十五号) 第三十三条第一項及び金属鉱業等年金基金法(昭和五十年法律第

号) 第三十二条第一項」に改める。

第三条中「若しくは石炭鉱業等年金基

金法第三十三条第一項」を「石炭鉱業等年金基金法第三十三条第一項若しく

は金属鉱業等年金基金法第三十二条第

一項」に改め、同条第二号中「石炭鉱

業等年金基金」の下に「金属鉱業等年

金基金」を加える。

第九条第一項中「石炭鉱業等年金基金」

の下に「金属鉱業等年金基金」を加

える。

第十九条中「石炭鉱業等年金基金法第

三十三条规定第一項」の下に「金属鉱業

等年金基金法第三十二条第一項」を加

え、「及び石炭鉱業等年金基金」を加

える。

第二十条 地方税法(昭和二十二年法律第

百三十八号) の一部を次のように改

正する。

第二十一条 第二項中「並びに石炭鉱業

等年金基金」の下に「金属鉱業等年

金基金」を加える。

第二十二条 第二項中「並びに石炭鉱業

等年金基金」に、「並びに石炭鉱業等年

金基金法第十六条第一項」に改め、「坑

外員」の下に「並びに金属鉱業等年金

基金法第十六条第一項」に規定する金

属鉱業等年金基金法第十六条第一項」を

加える。

第二十三条 第二項中「若しくは石炭

鉱業等年金基金法第三十二条第一項」を

「石炭鉱業等年金基金法第三十二条第

一項」に改め、「坑外員」の下に「並びに

金属鉱業等年金基金法第十六条第一項」を

加える。

第二十四条 第二項中「並びに石炭鉱業

等年金基金」の下に「金属鉱業等年

金基金」を加える。

第二十五条 第二項中「並びに石炭鉱業

等年金基金」に、「並びに石炭鉱業等年

金基金法第十六条第一項」に改め、「坑

外員」の下に「並びに金属鉱業等年金

基金法第十六条第一項」に規定する金

属鉱業等年金基金法第十六条第一項」を

加える。

第二十六条 第二項中「若しくは石炭

鉱業等年金基金法第三十二条第一項」を

「石炭鉱業等年金基金法第三十二条第

一項」に改め、「坑外員」の下に「並びに

金属鉱業等年金基金法第十六条第一項」を

加える。

第二十七条 第二項中「並びに石炭鉱業

等年金基金」の下に「金属鉱業等年

金基金」を加える。

一項若しくは金属鉱業等年金基金法第

三十二条第一項に改め、同条第二項

中「又は石炭鉱業年金基金法第三十三

条第二項」を「石炭鉱業年金基金法

第三十三条第二項又は金属鉱業等年金

基金法第三十二条第二項」に改め、同

条第五項中「並びに石炭鉱業年金基金

法第二十二条第一項」を「石炭鉱業

年金基金法第二十二条第一項並びに金

属鉱業等年金基金法第二十二条第一

項」に改める。

(所得税法の一部改正)

第十一条 所得税法(昭和四十年法律第三
十ニ号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中金属鉱業事業
團の項の次に次のように加える。

(法人税等の一部改正)

第十一 条 法人税法(昭和四十年法律第
三十四号)の一部を次のように改正す
る。

別表第二第一号の表中高压ガス保安
協会の項の前に次のように改まる。

(登録免許税法の一部改正)
第十二条 登録免許税法(昭和四十二年
法律第二十五号)の一部を次のように
改める。

（登録免許税法の一部改正）
第十二条 登録免許税法(昭和四十二年
法律第二十五号)の一部を次のように
改める。

三の二 金属 鉱業等年金基 金	金属鉱業等年金基 金法(昭和五十年 法律第 号)	事務所用建物の所有 権の取得登記又は當 該建物の敷地の用に 供する土地の権利の 取得登記
一九七五・六・一九		

金属鉱業等年金基金法案の趣旨説明

日本社会党政策審議会
金属鉱業対策特別委員会

これまでの我が国の大業政策は、我が
国の非鉄金属資源産業の国際競争力強化
のために体質改善を進め、低廉かつ安定

的に鉱物資源の供給体制を確立すること
に目的がおかれてきました。このため、
国内鉱山部門の徹底したスクラップ・ビ
ルド政策が進められるとともに製錬所の
臨海大型化立地、海外資源の開発等が積
極的に推進されてきたのであります。

この結果、例えば鉱物資源の中心をな
す銅で見ますと、国内需要は昭和四十五
年度の八十二万八千トンに対し、昭和四
十八年度の百十九万四千トンに増大し、

これに対応して電気銅の製錬能力は増強
され、海外からの鉱石、地金の輸入も急
増したのであります。

能力は横ばいに推移し、自給率は四十五
年度の一四%に対し、四十八年度は九%
と大きく低下することになったのであり

ます。この間、数多くの鉱山がスクラッ
プによって左右されているため、国内鉱
山の生産コストでは採算ベースに乗らな
い性格から、開発途上国をはじめとして
資源保有国における資源ナショナリズム
が高まってきており、国内資源の見通し
が重要な政策課題となってきたのであ
ります。我が国には、ベースメタルと
いわれる銅、鉛、亜鉛など鉱床が多く存
在していることが確認されており、経済
ベースから休閑山が進み開発が見えてら
れているのが現実であります。

これまで、鉱山労働者は巷に放り出された
ことはいうまでもありません。
こうした大業政策が推進されたにもか
かわらず、大業政策の基本的課題である
需給と価格の安定は一向に解決されず、
むしろ近年における需給の不均衡拡大、
価格の大幅低落の中で、その不安定性が
一層強まっているのであります。そのし
わ寄せが、国内鉱山のスクラップ化と労
働者の労働条件の悪化となつて現われて
いるのであります。

国内鉱山と労働者の現状をみると、
鉱物資源需要のめざましい増大にもかか
わらず、鉱山及び、労働者は急激に減少
しているのであります。鉱山の休閑山は
鉱量の枯渇が原因になっているのもあり
ますが、その多くは、鉱産物価格がLM
E(ロンドン金属取引所)による海外相
場によって左右されているため、国内鉱
山の生産コストでは採算ベースに乗らな
い性格から、開発途上国をはじめとして
資源保有国における資源ナショナリズム
が高まってきており、国内資源の見通し
が重要な政策課題となってきたのであ
ります。我が国には、ベースメタルと
いわれる銅、鉛、亜鉛など鉱床が多く存
在していることが確認されており、経済
ベースから休閑山が進み開発が見えてら
れているのが現実であります。

これまで、鉱山労働対策は、大業政
策の重要な柱として認識され、国会にお
いても昭和四十八年三月二十九日の衆議
院商工委員会に於て「鉱山における労働
力の確保を図るために鉱山労働者年金制度
の創設を図ること」の決議がなされてい
るのであります。

また、同じ地下資源である石炭鉱業で
くなつて休閑山に致つているのであります。
そうした中で、若年労働者の確保が困難
となり、鉱山労働者の平均年令は四十才
と高令化しているのであります。
しかし、石油危機以降の国際資源情勢
を見ますならば、資源は有限であるとい
う性格から、開発途上国をはじめとして
資源保有国における資源ナショナリズム
が高まってきており、国内資源の見通し
が重要な政策課題となってきたのであ
ります。我が国には、ベースメタルと
いわれる銅、鉛、亜鉛など鉱床が多く存
在していることが確認されており、経済
ベースから休閑山が進み開発が見えてら
れているのが現実であります。

で足踏み状態を続けてきた。

環境庁が発足した後の、国の環境行政も、決して例外ではない。

「環境影響審査」、または「環境影響評価」の制度化は、開発行為の実施によってもたらされるであろう環境破壊と環境汚染を事前に審査、評価し、野放しで推移してきた開発行為を規制するとともに、後追いの公害行政・環境行政からの脱皮をなうものであり、真の環境行政の第一歩となるものである。

いかえるならば、従来の環境行政の基本認識と発想法を一八〇度転換し、開発行政からまわされたツケの処分を請負う「対症療法どまりの環境行政」から、「公害未然防止と事前予防を重視する環境保全優先の行政を実現するもの」、それが環境影響審査なのである。

したがって、環境影響審査の制度化は日本の環境行政の前途を左右するものであり、重大な意味と役割をもつていてることを正しく認識しなければならない。

現行法で環境影響評価に関係があるものとしては、工場立地法、瀬戸内海環境保全臨時措置法及び公害対策基本法による公害防止計画が考えられる。

まず、工場立地法においては、新たに鉄鋼、電力、石油精製、石油化学等の基幹産業を主体とする工場を集中して設置しようとする地域及び現在ある工業地域で今後さらに拡張される地域を対象として、大気汚染、水質汚濁等について現地

調査を実施し、模型による実験を行い、

これらの結果を電子計算機によって処理することになっている。

この調査は、通産省が直接又は委託により行うものであって、「環境影響審査は開発事業主体が行うべきもの」の基本原則を逸脱している。また地方自治体、地域住民の参加制度を定めていないため開発行為の免罪符的な役割を果たす危険性がある。

次に、瀬戸内海環境保全臨時措置法においては、特定施設の設置をしようとする者に対して、特定施設の設置が環境に及ぼす影響について事前評価を義務づけているが、対象地域が瀬戸内海というきわめて限られたものであること、公共事業を対象としていないこと、事前評価が水質汚濁に関する事項に限られたものであること、などの限界をもっている。

公害対策基本法による公害防止計画は開発規模が明らかになり、かつ開発もある程度まで進んだ状況のもとで、環境汚染の改善を主とする計画として運用され公害の未然防止計画としては機能していない。

したがって、莫大な先行投資後の進行過程で開発計画に大幅な修正を加えることは、きわめて困難である。さらに、防

染の効果的未然防止策とはいがたい。

現行法のもとにおける環境影響審査は都市計画法、建築基準法、港湾法、公有水面埋立法等の関係法規における規定をより行うものであって、行政上運用する段階でとどまり、その実施がほとんど確保されていないというの

が現状である。從来の中央行政と地方政府は、事前に環境影響審査を実施する慣習すらもっていないのである。

したがってこれらの関係法規は、環境保全優先の立場に立って各行政分野との調整を行うためには十分とはいえないどころか、はなはだ不十分な状態にある。

これら現行法制度の不備をおぎなうため、昭和四十七年六月「各種公共事業に係る環境保全対策について」(閣議了解)により公共事業については、開発主体に

対する環境影響評価の義務づけがなされているが、この閣議了解もいつこうに実

施される気配すらないままに推移してきた。今後はさらに一步を進めてすべての開発計画に対する環境影響審査に関する基本法の立法化を図るべきである。

① 中央公害対策審議会の中間報告について

○ 昭和四七年一二月中間報告(特定地

域における公害の未然防止の徹底の方策について)

この報告書は、初めて、開発に際発主体のみに義務づけるといいながら規制が多くの場合、企業との妥協に終つていた点を反省して発想の転換を迫つてはならない。」と、これまでの企業規制が多くの場合、企業との妥協に終つてはならない。

しかし、環境影響報告書の作成を開発主体のみに義務づけるといいながら

計画案説明会、公聴会など地元関係住民への手続きを制度化する必要性にはふれていない。

また、この中間報告では、公開の原則がとり入れられていない。環境影響

無味乾燥な内容で妥協しがちである政府の審議会報告のなかでは、画期的なものであったといえよう。

だが、全体として、一般論・精神論に流れ、具体的な内容を欠いていた。たとえば、地元関係住民との関係、住民への手続き、環境報告書に必要な公開の原則などにおいては、一言もふれていなかった。

公害を未然に防止するためには、環境保全上の保証がえられないならば、その開発計画は、最終的には、実施に移されなければならないというのだが、この中間報告の全体をつらぬく考え方で、開発に際しての「環境保全優先の原則」をうちだした点において評価できる内容をもっている。

とくに、「現在利用しうる資源や技術をもつてしては、その達成が困難または不可能であるという理由から環境保全水準を認めるようなことは、あつてはならない。」と、これまでの企業規制が多くの場合、企業との妥協に終つてはならない。

しかし、環境影響報告書の作成を開発主体のみに義務づけるといいながら規制が多くの場合、企業との妥協に終つてはならない。

この報告書は、初めて、開発に際

発主体のみに義務づけるといいながら規制が多くの場合、企業との妥協に終つてはならない。

しかし、環境影響報告書の作成を開発主体のみに義務づけるといいながら

計画案説明会、公聴会など地元関係住民への手続きを制度化する必要性にはふれていない。

また、この中間報告では、公開の原則がとり入れられていない。環境影響

審査は、その内容をすべて公開のうえあらゆる角度からの批判に対しても検討を加え、必要な意見は、これを取り入れるべきである。

○ 四九年六月の環境影響評価小委員会報告（環境影響評価運用上の指針について）

この報告書は、四七年一二月報告を一步前進させた二つの部分をもつていて。第一は、地元関係住民に対する環境影響報告書の「事前公表」をうちだしたこと、第二は、環境影響報告書作成の際の「評価項目」を具体的に示したこと……である。

しかしながら、この報告は解明不分なおおきな欠点をもつっていた。それは、①地元住民に対する手続きを次落させていくこと、②法制度化の必要性についてふれていないこと、③現行の開発諸法との関係、関係省庁の既得権限との関係を説いていないこと、④公共事業を環境影響評価の対象外としたこと……などである。とくに住民への手続と、公共事業の脱落を重視すべきだろう。

また、この中間報告は、「環境影響評価を通じて環境保全上の保証が得られない限り、開発計画は実施されなければならない」と環境保全優先の原則を定め、さらに「環境影響評価の結果は地域住民に事前に公表されなければならぬ」と環境影響評価について公

開の原則の確立を求めて四七年一二月報告を一步前進させている。その内容として環境影響評価は、構想、基本計画、実施計画などの段階ごとに繰り返して行う必要があること、その場合は、科学的に確かなことと不確かなことを区分することが大切であること、告書を絶えず見直し、環境保全上支障が認められた場合は、機を失せず開発計画そのものを再検討すること、等が強調されている。

この指針に盛り込まれている開発による公害を未然に防止するという基本姿勢は、環境影響審査に関する新らたな立法を待つまでもなく、ただちに環境行政の中に積極的に生かしていくべきものである。

次に、指針は高速自動車道、新幹線、空港の建設など工業開発と直接つながらない公共事業は、一応除外しているが、国・地方公共団体自身も環境破壊の危険性をもっており、これらの大規模な公共事業は、昭和四七年六月「各種公共事業に係る環境保全対策について」（閣議了解）によって、開発主体に壞の防止策、代替案の比較等の調査研究とその結果について所要の措置をとるべきこと等が定められている趣旨からしても、当然その対象とすべきであ

次に、住民参加について、指針では地域住民の意志を尊重すべきであると

主體とし、「一般法的性格をもたせた手続き法」として定める案

第一案 地元住民への手続きに加えてなんらかの基準（例・環境保全水準または環境基準）を設定し、個別規制が必要がある。」と述べているにすぎないが、今後地域住民が、審議の段階で参加することを含めて住民参加のルールを確立する必要がある。

環境影響報告書の作成を開発事業主体に義務づける法律がない現在の段階の環境影響審査は、あくまで行政指導どまりの限界をもち、その行政指導さえ満足に行われていない。実施にあたって実効を期すためには、具体的に環境影響審査の実施主体、実施時期、実施する内容等を規定した基本法の立法化が必要である。

たとえば、環境影響報告書の生命線ともいべき「基準」、すなわち「環境保全水準」を考えみるとわかるが現在の科学水準では、動植物・歴史的文化遺産・農漁業などへの影響を計量化できないという事情がある。あえて「基準」を求める、公害対策基本法第九条に定める「環境基準」が判断尺度として浮かんでくる。

だが、日本の環境基準は、そのまま環境保全水準へ流用することはできない。大気汚染の場合、①環境基準を定めた汚染物質が、二酸化二氧化、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、二酸化炭素、オキシダントのわずか五物質にすぎない

② 環境影響審査法のあり方
法制化の案は、大別すると、以下に述べられるような二案にわけられると思う。
① 四〇才以上の成人の健康（呼

第一案 地元関係住民への手続きを

吸器系)への影響を基礎として基準を定めており、乳幼児や老人への影響を考慮していないこと、(3)動植物への影響を加味していないこと、(4)汚染物質単体の環境基準値であり、二以上の汚染物質の複合汚染による人体影響を考慮していないこと……などの事情があることを見究めなければならない。

今後における地域開発などの開発計画の実施にあたっては、それが、環境にどのような影響を及ぼすかについての調査、審査及び再審査を行う環境影響審査手法の確立をはかり、環境破壊の未然防止に努める必要がある。しかし、現在わが国において環境への影響の事前審査と評価を実質的に担保するような基本的法律はない。

したがって、環境保全優先の原則に立つて環境影響審査の制度化を定めるためには、個別の法律の規定の運用に頼るのでなく、環境影響審査に関する基本法(例えはアメリカにおける国家環境政策法(N E P A)のような立法)を早急に制定しなければならないと考え、「環境影響審査法案要綱」を作成したものである。

環境影響審査法案要綱

一、目的

この法律は、開発行為の実施ならびに汚染物質の排出等によって環境にもたらされる影響を事前に審査し、開発

行為の計画決定または建設工事着工に至るまでの住民への手続きを定め、環境の保全を優先させるとともに公開の原則を確立し、環境の破壊を未然に防止し、もって国民の健康で文化的な生活を守ることを目的とするものである。

二、定義

この法律でいう「環境」とは、人が健康で文化的な生活をいとなむうえで必要な自然的環境、社会的環境および文化的環境をいう。

「開発行為」とは、工場、鉱業、廃棄物貯蔵・処理施設、道路、鉄道、港口、公有水面埋立、ダム、空港、橋梁、工業団地、住宅団地、下水道処理場、ゴルフ場、スキー場、観光開発等の用地造成および建設をいう。

「環境影響審査」とは、公共または民間の開発行為の実施が環境へ及ぼすであろうと予測される影響の事前審査および開発行為の進行過程における影響の審査をいう。

「影響」とは、人の生命または健康への影響、動植物の生育と財産など自然と生活環境への影響、農業、漁業、林業等一次産業への影響、歴史的文化遺産への影響、および人口集中と人口減少など地域社会へ及ぼす影響等をい

地元住民に対する説明会を開催しなければならない。

(一) 開発行為の事業主体は、基本計画案(マスター・プラン)作成の段階で環境影響報告書案を作成し、地方環境審査委員会が主催する公聴会に出席し、基本計画案と環境影響報告書案を説明しなければならないこととする。

(二) 公聴会を開催する地域は市町村単位とし、人口二万人について一ヵ所以上(人口一〇〇万人をこえる政令市においては人口五万人について一ヵ所以上)一地域二回以上の公聴会を開くこととする。

(三) 事業主体は、当該地元住民に対してそれぞれの段階の計画案および環境影響報告書案とその資料を公聴会開催の六〇日前までに配布、広報、新聞広告および公衆縦覧等の方法により公開しておかなければならぬこととする。

四、環境影響審査

(一) 地方環境審査委員会は、公聴会を開催する前に、基本計画案ならびに法定計画案等の環境影響報告書案についてに伴う環境影響報告書案を作成し、公聴会に出席して説明しなければならないこととする。(公聴会の開催要領については三の(三)と同じとする)

(二) 事業主体は、工事計画等の実施計画案をまとめたときは、それに伴う環境影響報告書案を作成し、地元住民に対する説明会と公聴会を開催しなければならないこととする。(ただし、公聴会の開催回数は一地域一回以上とし、開催回数以外の公聴会の開催要領につ

いては三の(三)と同じとする)

なお、環境保全計画案ならびに公害防止協定案についても実施計画案ならびに環境影響報告書案と同じ扱いとする。

(三) 基本計画案を策定しない開発行為の場合、事業主体は、開発行為の種類と規模に基づき、法定計画案および実施計画案のそれぞれの段階ごとに、環境影響報告書案を作成し、三の四および三の(四)の定めと同じように公聴会を開くこととする。

(四) 事業主体は、当該地元住民に対してそれぞれの段階の計画案および環境影響報告書案とその資料を公聴会開催の六〇日前までに配布、広報、新聞広告および公衆縦覧等の方法により公開しておかなければならぬこととする。

(五) 事業主体は、公有水面等に係る法律上の計画決定(港湾法による港湾計画、公有水面埋立法による公有水面埋立計画、都市計画法による市街化区域・市街化調整区域の用途地域区分など)を予定する法定計画案をまとめたときは、法定計画案とそれについてに伴う環境影響報告書案を作成し、公聴会に出席して説明しなければならないこととする。(公聴会の開催要領については三の(三)と同じとする)

(六) 事業主体は、工事計画等の実施計画案をまとめたときは、それに伴う環境影響報告書案を作成し、地元住民に対する説明会と公聴会を開催しなければならないこととする。

(七) 公聴会開催後三〇日以内に、住民および住民団体等は、地方環境審査委員会に対し、意見を申し出ることができるものとする。

(八) 地方環境審査委員会は、住民が申し出た意見を尊重し、基本計画、法定計

画および実施計画等のそれぞれの段階

ごとに、環境影響報告書の審査を行ふこととする。地方環境審査委員会で行う審査は、計画案の中止、変更ならびに代替案の検討を含むものとする。

四、環境審査委員会は、環境影響報告書に関する審査結果を公表しなければならないこととする。

(五) 地方環境審査委員会が行った審査結果について、審査結果の発表後三〇日以内に、住民および住民団体等は、中央環境審査委員会に対して異議を申し立てることができるとしている。

環境審査委員会の審査結果は、住民の訴訟行為を妨げないこととする。

(六) 開発行為の影響が二つ以上の都道府県におよぶ場合の環境影響審査は、地方環境審査委員会と協議したうえで、中央環境審査委員会がこれを行うものとする。

(七) 事業者は、環境審査委員会が審査結果をまとめ、計画案に対する同意承認を下すまでのあいだ、開発行為を実施にうつしてはならないこととする。

(八) 環境影響報告書に記載すべき審査項目においては、政令で事前に明示しておくこととする。(中

央公害対策審議会・環境影響評価小委員会が四九年六月に発表した「環境影響評価の運用上の指針について」で示された「評価項目」を基本とする。

五、公開の原則

(一) 事業主体は、開発行為のすべての段階を通じて、計画案および環境影響報告書案とその資料を公開しなければならないこととする。

(二) 環境審査委員会は、開発行為の事業主体に対し、当該資料が環境影響報告書と重要な関連をもつと認めるときは企業秘密に属するものであってもその提出を求めることができるものとし、事業主体はこれを拒んではならないこととする。

(三) 前項の請求があったときは、当該地方公共団体の長は、直ちに請求の要旨を公表し、直接投票を実施しなければ請求することができるものとする。

(四) 環境審査委員会は、開発行為の是非に関する最終的な決定は、有効投票数の過半数によるところ。議会および環境審査委員会は直接投票の結果にしたがわなければならぬこととする。

(五) 開発行為の是非に関する最終決定として、住民の直接投票を定めるところ。

(六) 地方自治法で定める条例制定及び廃に関する直接請求制度に基づき、選

挙権を有する者は、その総数の五十分の一以上の連署を以って、その代表者

から、地方公共団体の長に対し、開発行為の是非に関する直接投票の実施を行ふことをとする。

(七) 前項の請求があったときは、当該地方公共団体の長は、直ちに請求の要旨を公表し、直接投票を実施しなければ請求することができるものとする。

(八) それぞれの環境審査委員会は、委員は、五人以内で組織する。

(九) 委員は、労働組合、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、自然保護団体、住民運動団体および企業等、各団体の推せんするもののうちから、議会の承認を得て、総理大臣、および都道府県知事が任命することとする。

(十) 事業主体が環境影響報告書を作成しなければならない開発行為の規模は、開発予定地の面積(公有水面埋立を含

む)、工業出荷額および就業者数などを参考として政令で定める。

(十一) 例:開発予定地の面積五ヘクタールないし一〇ヘクタール以上

(十二) 環境庁に、附屬機関として、中央環境審査委員会を置き、都道府県に、附屬機関として、地方環境審査委員会を置く。

(十三) その他の機関として、中央環境審査委員会を置き、都道府県に、附屬機関として、地方環境審査委員会を置く。

(十四) その他の機関として、中央環境審査委員会を置き、都道府県に、附屬機関として、地方環境審査委員会を置く。

(十五) その他の機関として、中央環境審査委員会を置き、都道府県に、附屬機関として、地方環境審査委員会を置く。

(十六) その他の機関として、中央環境審査委員会を置き、都道府県に、附屬機関として、地方環境審査委員会を置く。

(十七) その他の機関として、中央環境審査委員会を置き、都道府県に、附屬機関として、地方環境審査委員会を置く。

(十八) その他の機関として、中央環境審査委員会を置き、都道府県に、附屬機関として、地方環境審査委員会を置く。

(十九) その他の機関として、中央環境審査委員会を置き、都道府県に、附屬機関として、地方環境審査委員会を置く。

(二十) その他の機関として、中央環境審査委員会を置き、都道府県に、附屬機関として、地方環境審査委員会を置く。

新たな対応を迫まら れた「反靖国」闘争

日本社会党政議審議会
靖国神社問題特別委員会

合意を得ると称し、巧みな世論操作を行ったせいか、これまでの国会の表舞台にのぼることはなかつた。しかしながらの動きがあり、一連の経過から判断とは、自民党は従来の「靖国神社法案」に必ずしも固執しておらず、他案が法制化されていないので断定するのは危険であるが、微妙に「靖国神社問題」が内容的に変化を来そうとしていることである。天皇の「靖国神社」参拝を「公的」に認める(天皇・靖国神社・軍隊(自衛隊)の天皇制軍国主義イデオロギーの三位一体化)事を柱にして体裁上のニュア

ンスを大きく変化させたものが自民党の主流的な見解になろうとしているように思われる。

しかし、事態は流動的であり、予測が困難ではあるが、靖国斗争の原則を再確認するために現状を若干とりまとめながら問題の焦点となる方向性をさぐってみたい。

二、今国会における情勢の展開

右翼団体との深いつながりを持つ「青年風会」出身の熱烈な天皇主義者である藤尾衆議院内閣委員長は、今国会当初より「靖国神社法案」にかかる「表敬法案」の国会上程——成立に強く執着——続けてきた。同法は、三月十一日自民党総務会で「靖国神社法案成立への段階的措置」として、「ぜひとも今国会で成立させる」と党議決定がなされたものである。そのため、今国会藤尾氏は衆院内閣委員長をかってでたと自他ともに公言してはばかりなかった。

「表敬法案」で自民党内を一体化するため「靖国神社問題小委員会」(根本竜太郎会長)が新設され、細部に亘る法制化が企図された。この間、「日本遺族会」の意を受け「靖国神社法案」を强行に推進する「遺家族議員協議会・靖国神社国際護持に関する小委員会」(服部安司委員長)は強い反発を示したが、右翼団体の直接の干渉を受けて、「藤尾一三原構想」といわれる「表敬法案」を推進することで表面上、自民党は一本化された。

(この二つの潮流は今後も自民党内部で字余曲折を経るであろう) 現在までの経過をみると、藤尾委員長は硬・軟(?)両様の戦術を使い分けて、「反靖国」陣営に対応してきたといえる。

まず、党決定通りに「表敬法案」の法制化を急ぎ、せがひでも今国会中に成立させると真正面からの強硬路線をとったことであり、実際その機を窺ついた。他方、同時に、その可能性が稀薄になることを見越していたのか、「慰靈に関する法案を国民的合意のもとに作成する」にはどうしたら良いのかという「対話」路線を敷いてきたことである。

社会党は自民党内の状況を克明に分析しながら、「表敬法案」の強行成立絶対阻止を主眼にして、「今国会に靖国神社法案、或いはそれにかかるいかなる法案であらうと絶対出させない」(大出俊衆院内閣委理事)ことに全力を傾注した。昨年の例でも判るように、いったん「法案」が提出された場合、多数にものをわせた自民党のゴリ押しの強行、少なくとも「継続審議」に持ち込まれる事態が生じかねないことを最も危惧したからである。そして院内での野党のとりまとめに努力し、藤尾委員長＝自民党の「独走」に歯止めをかけるために奮斗したのである。結局、今国会中に具体的な「法案」を提出出来ぬ状況にまで自民党を追いこんだわけであるが、これは、わが党理事の努力と宗教界、護憲連合、総評をはじめとする大衆団体のねばり強い「表敬法案」反対の懸命な斗いがあつたからである。のために、はつきりとは一本化出来ないという自民党内部の矛盾も露呈されていると云える。

しかし、あくまでも「表敬法案」に固執する藤尾委員長は早くから、宗教界を中心に各団体・個人に対し「靖国神社問題」での接触を深め、ともかく「意見を聴いた」という既成事実をつくり、自民党の意にかなった「世論」のねつ造を画策してもいたのである。だが、宗教界の大勢はこの藤尾委員長の意図をみぬき、面会すらも拒絶するなど強い反対の意志表示が行なわれていた。確かに、藤尾委員長の外部に対する働きかけは表面上、破綻したようであるが、このような動きがあったことを我々は決して軽んじてはならない。問題は、このような積極的な働きかけの動機は何であったのかを慎重に考えなければならないからである。

そこには単に「意見を聞く」というだけのものではなく、明確に反対運動を分断していく政治的意図が含まれていたからである。藤尾氏あるいは、自民党的有力議員から流されるデマ宣伝にのって、反対運動の内部に不信感が一時的にではある。そこで院内での野党のとりまとめに努力し、藤尾委員長＝自民党の「独走」を科学的にとらえる」ことを原則とする上賛成の者が圧倒的多数になるよう誘導的に構成されていたのである。公正さや客觀性が全く欠けたもので、「事実を科学的にとらえる」ことは原則とする「世論調査」の機能を果し得るものでもなければ、本来のあり方を大きく踏み外したインチキなものであった。

現在、宗教界への働きかけも破綻し、「アンケート」のインチキさを各方面から暴露、批判されながらも、藤尾委員長と同じくして行なわれていた事実があるだけである。(極端に悪質な例があるので、それへの批判は後述する。)

「反靖国」斗争を分断し、偽善的な「世論」づくりを「集大成」したものが五月に発表された「靖国神社に関する世論調査報告書」なるものがある。これは、全国一万人を対象に多額の費用(約四千万円)をかけて、自民党が行なったものである。対外的には自民党を隠すために「日本宗教放送協会」(社団法人)が実施したことによってもいたのである。だが、宗教界の面会すらも拒絶するなど強い反対の意志表示が行なわれていた。確かに、藤尾委員長の外部に対する働きかけは表面上、破綻したようであるが、このような動きがあったことを我々は決して軽んじてはならない。問題は、このような積極的な働きかけの動機は何であったのかを慎重に考えなければならないからである。

そこには単に「意見を聞く」というだけのものではなく、明確に反対運動を分断していく政治的意図が含まれていたからである。藤尾氏あるいは、自民党的有力議員から流されるデマ宣伝にのって、反対運動の内部に不信感が一時的にではある。そこで院内での野党のとりまとめに努力し、藤尾委員長＝自民党の「独走」を科学的にとらえる」ことを原則とする上賛成の者が圧倒的多数になるよう誘導的に構成されていたのである。公正さや客觀性が全く欠けたもので、「事実を科学的にとらえる」ことは原則とする「世論調査」の機能を果し得るものでもなければ、本来のあり方を大きく踏み外したインチキなものであった。

意見を聴いた結果が出た」ことを強弁し
その延長として国会の場で第三者の意見
を聞こうとしているのである。

三、真に斗争ものは誰か

会期末をむかえて、藤尾委員長のこの
ような策動に対し、社会党・「靖国神
社問題特別委員会」(吉田法晴委員長)は
「靖国神社国営化にかかる自民党の一
部の提案に反対することは勿論、偽曉に
みちた「世論調査」を土台とした、国会
の場での第三者の意見聴取など反対であ
り、「応じない」との立場を明らかにして
いる。このような社会党の態度を故意に
ねじ曲げて、悪質なデマ情報を流してい
た共産党の態度は厳しく批判されなけれ
ばならないのであり、内部分裂を徒らに
もち込むような動きは絶対にしてはなら
ぬからである。

「靖国神社法案」は周知の如く、与・
野党の対決法案としての歴史が長く、過
去野党間での微妙なくい違い——見解の
相違や国会斗争のあり方をめぐって——
がありながらも、社会党のイニシアチアによ
り全野党が一致結束して斗つてきたもの
である。そこには、宗教界を中心と幅広
い大衆運動の支えがあった。自民党が
巧妙な戦術を駆使している時、この斗争
は相互の弱点を補完し合い、自民党の分
断工作に乗せられることなく、より幅広
石をうち、「反靖国」斗争の分断を図る
い強固な結束をかためることが、旧来に
は

も増して強く求められている。なすべきことは、「反靖国」斗争の発展なのである。

このような状況にありながら「反靖国」斗争を主なる目的にせず、他党の誹謗中傷を行なう共産党の態度は、原則を外れたものといわざるを得ない。前述したように、わが党の今国会での方針と立場は一貫しており、極めて明確であるにも関わらず共産党は、自民党的動向やねらいを正確に分析出来ないせいなのか、どういふわけか社会党があたかも自民党的要請に応じたかのごとき悪質極まる情報をお部指導的な宗教者に流布し、まじめな宗教者に対して社会党への不信感と疑惑をうえつけようとしていたのである。一体自民党の分断工作に側面から手をかすような共産党のこのような態度をどうみればよいのだろうか。これは、「反靖国」斗争に対する責任放棄であるばかりではなく、真に斗っているわが党を中心として目先の党勢拡大に「靖国神社問題」をわざと少しあげて「反靖国」斗争で盛り上がりをみせる大衆運動を政治的に利用するだけの党利党略以外の何ものでもない。民政党と本気で対決する気があるのかどうか疑問に思はざるを得ない。

四、予測される「靖國神社問題」の変化

四、予測される「靖国神社問題」の変化

心とみなしてはならない。

云える。今後、「法案」としてくるものが、いったん党議でとりさげられた「靖国神社法案案」が復活してくるのか、それとも「表敬法案」が伝えられているような形で出てくるのか、或いは全く新しい装いをこらしたものが出でてくるのか、いずれかを言明するのは難しい。ここで再度、自民党内の動向を分析し、現状から見て、考えられる将来の方向性と我々の対応を考えてみたい。

自民党的の昨年までの動きは、「靖国神社国営化」を最大目標に、「日本遺族会」の圧力をうけた遺家族議員が中心になっていた。そして、昨年度の強行採決時に

社「参拝を「公け」に実現させるとい
う一点である。これを可能とするために
一体他にどのような内容のものをとりこ
むかが、「藤尾一三原構想」といわれ
るものとの予測し難い面である。この「構
想」を公けにする前提として「公聴会」
は「慰靈に関する国民的合意」を得よう
というわけであるが、その背景、すなわち
「靖国神社問題」に旧来とは違った変
化をもたらそうとしている「藤尾一三
原構想」とは一体何なのかを考慮してみ
たい。

藤尾氏が衆院内閣委員長となり、この問題で主導的立場にたつや、真意のほどは解らぬが、「靖国神社法案は野党の主張する通り憲法違反だ」といい、長年自民党が強行姿勢をとり続けた同法を党議決定で反古にさせ、「表敬法案」の提出――成立に強い執着を示したのは何を物語るのだろうか。しかも院内外での「表敬法案」反対の動きを敏感に受けとるや一起して、「世論」工作による主力をおいてさえる。藤尾氏が外部で盛んに宣伝している「公聴会」方式は単に、自民党的なゴマカンの自己正当化や便宜主義的なな

実現不可能な偽善的な「公聴会」が仮に開かれたとして、彼らはそれにどのように対応するであろうか。「戦没者およびその周辺の犠牲者の慰靈(追悼)」に関する策を図っているのである。現在、終戦(天皇制軍国主義にとっては敗戦)の日、「八月一五日」に全国各地で戦後民主主義と平和を担う多くの人々により、日本の帝国主義侵略戦争の責任を問い、再度このような事態をくり返さないため新たな決意をこめた集会や自治体を中心とした「行事」が行なわれている。「藤尾三原構想」は、この「八・一五集会」や「行事」をとりこもうとしているようと思われる。つまり、「八・一五日」を「和平の日」として休日にし、「国民総参加」

年度の税額に据え置く。

五、電気税

三年間の経過措置を設け、産業用非

六、事業所税

課税措置は廃止する。
条例で定めることとし、非課税措置、

特例措置についても条例で設けること
ができるものとする。

七、自動車取得税

自動車取得税を一〇%（現行三%）
とし、排ガス規制適合車（電気自動車
を含む）についてはリードタイム終了
前六ヶ月まで五%とする。

修 正 事 項	初 年 度			平 年 度		
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計
1. 住民税						
① 個人						
イ 基礎、配偶者、扶養の三控除の引き上げ	△ 860	△ 1,556	△ 2,416	△ 896	△ 1,622	△ 2,518
ロ その他の控除の引き上げ	△ 58	△ 83	△ 141	△ 55	△ 80	△ 135
ハ 道府県民税所得割の税率の改定	278		278	290		290
② 法人						
法人税割の税率引き上げ	170	1,444	1,614	246	2,090	2,336
2. 個人住民税の事業主控除等の引き上げ	△ 114		△ 114	△ 121		△ 121
3. 料理飲食等消費税の基礎控除等の引き上げ	△ 452		△ 452	△ 1,171		△ 1,171
4. 小規模住宅用固定資産税の税率の据え置き		△ 179	△ 179		△ 179	△ 179
5. 産業用電気の非課税措置の廃止		281	281		307	307
6. 事業所税の課税団体の拡大等		50	50		200	200
7. 自動車取得税の引き上げ	1,995		1,995	2,057		2,057
合 計	959	△ 43	916	350	716	1,066

(注) 上記の他に、

1. 法人の事業税について制限税率を1.2%とすることによる増収見込額は46億円（東京都分）と見込まれる。

2. 自動車取得税の50年度市町村交付額は、1,327億円と見込まれる。

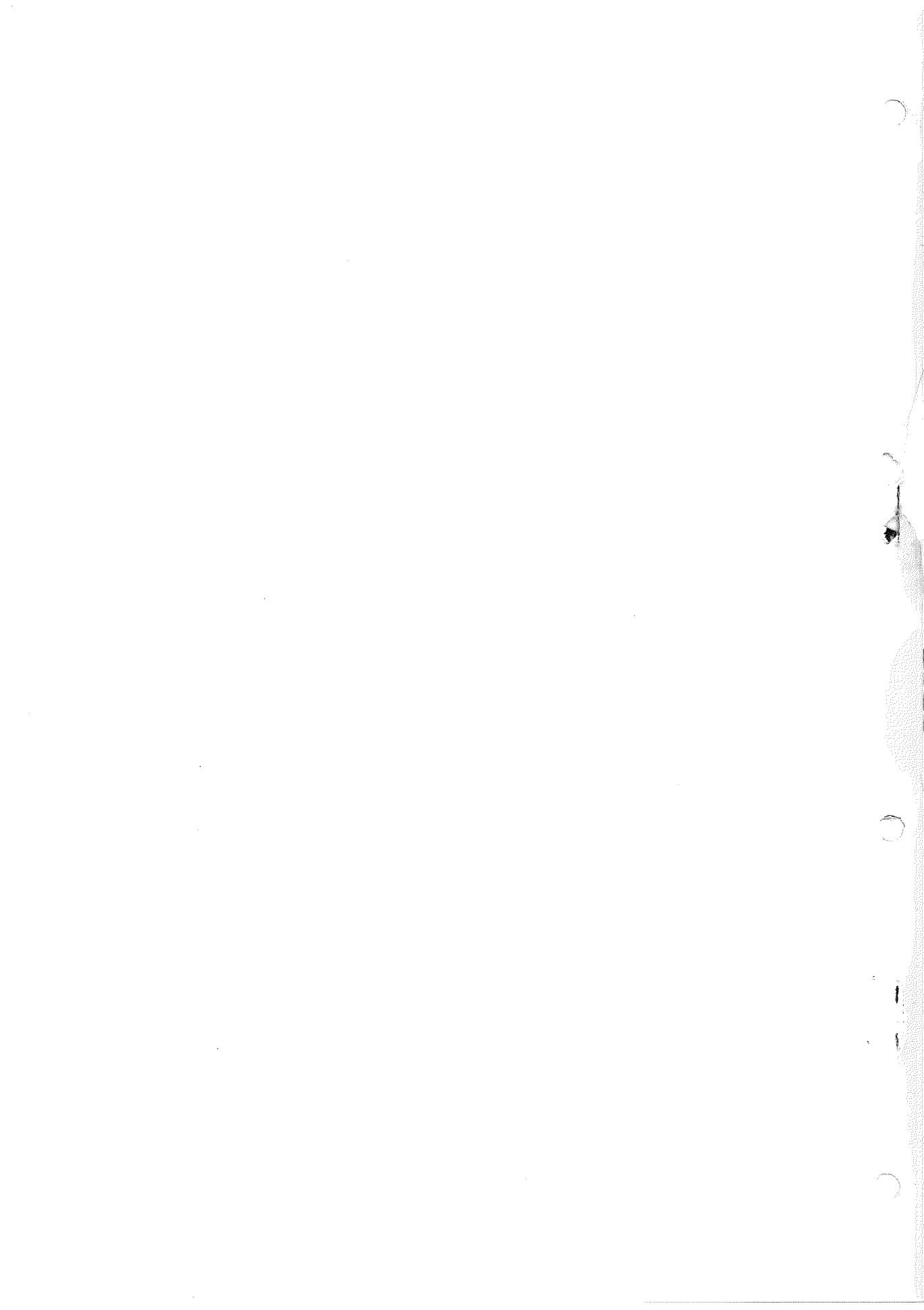
編集後記

○……復刊三号（毎月発行になつてからは二号）をお送りいたします。稻葉憲法発言にはじまつた七五国会も「酒・タバコ値上げ法案阻止、選挙二法成立」の成果をあげて幕をとじました。今号は今国会最後までもみつけた公選法を柱に特集を組みました。

○……この「政策資料」の復刊に当つての編集の基調は“運動と政策の一一致”ということです。したがつて編集の重点も単に法案をのせることではなく、その背景説明（要綱・提案理由説明）などを入れ活用に役立てたいと考えております。しかし、慣れぬ編集スタッフで“意あつてもなかなか思うようにならず”諸兄のご鞭撻、注文などをお積極的に寄せ下さい。

○……本紙の編集・発行体制は次のようになつています。発行人・堀昌雄、編集人・松浦利尚、編集委員（順不同）村山喜一、小林進、湯山勇、中村重光、久保三郎、田辺誠、安井吉典、廣瀬秀吉（以上衆院）、竹田四郎、前川旦、辻彦一、小谷守、戸田菊雄、野々山一三（以上参院）、堀米正道、佐藤祐次（政審次長）、遠藤隆次、沖崎利夫（両院事務長）、編集担当は海野、小林、大沢、政審書記が当つています。そして一言おねがい、財政的にも苦しいなかで発行していますので各級機関、関係団体の積極的な購読をすすめて“三号資料”にしないよう協力下さい。申込み方法は振替用紙で六ヵ月分（郵送料込みで千四百四十円）一年分（同二千八百八十円）前納でお申込み下さい。

(K)



編集人 松浦利尚

発行人 堀昌雄

発行 日本社会党政策審議会

東京都千代田区永田町 衆議院第一会館
電話 東京03(581)5111 内線2222~3

定価200円 (送料別)
